	昭和57年	昭和58年版	平成9年版	平成16年版		平成23年版		平成28年•29年(民泊反映)	令和3年版		令和6年(2024)年版	令和7年(2025)年版 ※赤文字は前回からの改正箇所
表題 条 写 (目的) 1] (定義) 2]	項 号 条文表題条 項1 (目的) 第1条 この規約は、〇〇マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。(目的)1 11 (定義) 第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(定義)2 1	項 号 条文 表題 1 (目的) 第1条 この規約は、○○マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。 1 (定義) 第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	条 項 号 条文 表題 1 1 (目的) 第1条 この規約は、○○マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。 (目的) 2 1 (定義) 第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (定義)	 条 項 号 条文 1 1 (目的) 第1条 この規約は、○○マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにあり、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。 2 1 (定義) 第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところにある。 	表題 条 項 (目的) 1 によ (定義) 2	(日的)第1条 この規約は、〇〇マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。(目的)(定義)第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	至 条 的) 1 2 章 A 2 2 章 A 2 2 2 2	項 号 条文表題1 (目的) 第1条 この規約は、〇〇マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。(目的)1 (定義) 第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(定義)	頃 号 条文 1 2 (目的) 第1条この規約は、〇〇マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより。 区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。 2 1 (定義) 第2条この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところにある。	表題 条 項 (目的) 1 1 (定義) 2 1	号 条文表題1 (目的) 第1条この規約は、〇〇マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、 区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。(目的)1 (定義) 第2条この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	条 項 号 条文 1 1 (目的) 第1条 この規約は、〇〇マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。 2 1 (定義) 第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
2 2 2	1 1	1 1 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)第2条第1項の区分所有権をいう。 1 2 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。 1 3 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 1 4 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。	2 1 1	2 1 1 1 一 区分所有権建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)第2条第1項の区分所有権をいう。 2 1 2 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。 2 1 3 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 2 1 4 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。	2 2 2 2	1 1 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)第2条第1項の区分所有権をいう。 1 2 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。 1 3 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 1 4 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。	2 2	1 4 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。	2 1 1 一区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法という。)第2条第1項の区分所有権をいう。 2 1 2 二区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。 2 1 3 三占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 2 1 4 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。	2 1 2 1	1 1 一区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第1項の区分所有権をいう。 1 2 二区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。 1 3 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 1 4 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。	2 1 1 一区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第1項の区分所有権をいう。 2 1 2 二区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。 2 1 3 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 2 1 4 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。
2	1 5 四 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 2 1 2 1 五 共用部分等 共用部分及び付属施設をいう。 2 1 1 6 六 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用 2 1 できる権利をいう。 2 1 1 7 7 1 ま 再用は用数の 専用は用数の 1 1 7 7 1 1 東用は用数の 専用は用数の 1 1 7 7 1 1 東用は用数の 1 1 7 7 1 1 東用は用数の 1 1 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 1 5 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 1 6 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 1 7 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 1 8 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。 1 8 ホー東男は男類の 東男は男性の対象した。	2 1 5 五 共用部分区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 2 1 6 六 敷地区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 2 1 7 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 2 1 8 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。 3 1 8 ホー東出住用権の対象がある。	2 1 5 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 2 1 6 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 2 1 7 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 2 1 8 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。	2 2	1 5 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 1 6 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 1 7 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 1 8 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。	2 2 2 2	1 6 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 1 7 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 1 8 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう	2 1 5 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 2 1 6 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 2 1 7 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 2 1 8 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。	2 1 2 1 2 1	 1 5 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 1 6 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 1 7 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 1 8 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。 1 8 ホーエ男は男権の対象が表現に対象が表現している。 	2 1 5 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 2 1 6 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 2 1 7 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 2 1 8 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。
2	1 7 七 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。 2 1	1 9 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。	2 1 9 九 専用使用部分専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。	2 1 9 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。	2	1 9 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。	2	1 9 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。	2 1 9 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。 2 1 10 十 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に定めるものをいう。	2 1	1 9 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。 1 10 十 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 であって次に定めるものをいう。	2 1 9 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。 2 1 10 十 電磁的記録 電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものをいう。 1 11 十一 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に定めるものをいう。
									イ送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で持続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの		イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの	イ電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの (1)送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (2)送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
									ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの(以下「電磁的記録」という。)を交付する方法 2 1 11 十一 WEB会議システム等 電気通信回線を介して、即時性及び双方向性を備えた映像及て音声の通信を行うことができる会議システム等をいう。	2 1	ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの(以下「電磁的記録」という。)を交付する方法 1 11 十一 WEB会議システム等 電気通信回線を介して、即時性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うことができる会議システム等をいう。	ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2 1 12 十二 WEB会議システム等 電気通信回線を介して、即時性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うことができる会議システム等をいう。 2 1 13 十三 国内管理人 区分所有法第6条の2の国内管理人をいう。 2 1 14 十四 所有者不明専有部分管理人 区分所有法第46条の2第4項の所有者不明専有部分管
(規約の遵守義務) 3]	1 (規約の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び使用細則を誠実に遵守しなければならない。	1 (規約の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び使用細則を誠実に遵守しなければならない。	3 1 (規約の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び使用細則を誠実に遵 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	: 3 1 (規約及び総会の決議の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に 遵守しなければならない。	(規約及び総会の決 3 に 議の遵守義務)	1 (規約及び総会の決議の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に 遵守しなければならない。	約及び総会の決 3 D遵守義務)	1 (規約及び総会の決議の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に 遵守しなければならない。 (規約及び総会の決議を誠実に 決議の遵守義務)	3 1 (規約及び総会の決議の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に連守しなければならない。	(規約及び総会の 3 1 決議の遵守義務)	1 (規約及び総会の決議の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に遵 守しなければならない。	理人をいう。 1 15 十五 管理不全専有部分管理人 区分所有法第46条の8第3項の管理不全専有部分管理人をいう。 3 1 (規約及び総会の決議の遵守義務) 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に遵守しなければならない。
3 2 (対象物件の範囲) 4 1 (規約の効力) 5 1	2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び使用細則に定める事項を遵守させなければならない。 1 (対象物件の範囲) (対象物件の範囲) (対象物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び付属施設(以下「対象物件」という。)とする。 1 (規約の効力) (規約の効力) (規約の効力) 5 1 第5条 この規約は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有す	2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び使用細則に定める事項を遵守させなければならない。 1 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び付属施設(以下「対象物件」という。)とする。 1 (規約の効力) 第5条 この規約は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有す	3 2 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び使用細則に定める事項を遵守させなければならない。 (対象物件の範囲) (対象を通過) (対象の対象となる物件の範囲) (対象が解析の数量を通過) (対象の対象となる物件の範囲) (対象を通過) (対象となるが解析の数量を通過) (対象となるが解析の数量を通過) (対象となるの対象となるが解析の数量を通過) (対象となるが解析の数数となるが解析の数量を通過) (対象となるが解析の数量を通過) (対象となるが解析の数量を通過) (対象となるの対象となるが解析の数量を通過) (対象となるが解析の数量を通過) (対象となるが解析の数数となるが解析の数数を通過) (対象となるを通過) <t< td=""><td>3 2 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 4 1 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設 (以下「対象物件」という。)とする。 5 1 (規約及び総会の決議の効力) 第5条 この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても</td><td></td><td>2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 1 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」という。)とする。 1 (規約及び総会の決議の効力) (規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、議の変</td><td>約及び総会の決 5</td><td>2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 1 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」という。)とする。 1 (規約及び総会の決議の効力) (規約及び総会の決議の効力) (規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、決議の効力)</td><td>3 2 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 4 1 (対象物件の範囲) 第4条この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」という。)とする。 5 1 (規約及び総会の決議の効力) 第5条この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、そ</td><td>3 2 (対象物件の範囲) 4 1 (規約及び総会の 5 1 決議の効力)</td><td>2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設 (以下「対象物件」という。)とする。 (規約及び総会の決議の効力) (規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、そ 決議の効力)</td><td>3 2 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 4 1 (対象物件の範囲) 第4条この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」という。)とする。 5 1 (規約及び総会の決議の効力) 第5条この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、そ</td></t<>	3 2 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 4 1 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設 (以下「対象物件」という。)とする。 5 1 (規約及び総会の決議の効力) 第5条 この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても		2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 1 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」という。)とする。 1 (規約及び総会の決議の効力) (規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、議の変	約及び総会の決 5	2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 1 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」という。)とする。 1 (規約及び総会の決議の効力) (規約及び総会の決議の効力) (規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、決議の効力)	3 2 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 4 1 (対象物件の範囲) 第4条この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」という。)とする。 5 1 (規約及び総会の決議の効力) 第5条この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、そ	3 2 (対象物件の範囲) 4 1 (規約及び総会の 5 1 決議の効力)	2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 (対象物件の範囲) 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設 (以下「対象物件」という。)とする。 (規約及び総会の決議の効力) (規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、そ 決議の効力)	3 2 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。 4 1 (対象物件の範囲) 第4条この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」という。)とする。 5 1 (規約及び総会の決議の効力) 第5条この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、そ
(管理組合) 6]	3。	2 上有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約に基づいて負う義務と同一の義務を負う。 (管理組合) 第6条 区分所有者は、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって〇〇マンション管理組合(以下「管理組合)という。)を構成する。	5 2 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約に基づいて負う義務と同一の義務を負う。 6 1 (管理組合) 第6条 区分所有者は、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって○○マンション管理組合(以下「管理組合」という。)を構成する。	#37年 この焼肉及び総会の状臓は、区分所有者の包括が経入及び物 足が経入に対しても その効力を有する。 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。 6 1 (管理組合) 第6条 区分所有者は、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	5、歳の別別 5 : (管理組合) 6	2 上有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。 (管理組合) 第6条 区分所有者は、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって〇〇マンション管理組合(以下「管理組合」という。)を構成する。	型組合) 6	2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。 1 (管理組合) 第6条 区分所有者は、区分所有法第3条に定める建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体として、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって○○マ	の効力を有する。 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。 (管理組合) 第6条 区分所有者は、区分所有法第3条に定める建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体として、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	J 9 3	の効力を有する。 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。 (管理組合) 第6条 区分所有者は、区分所有法第3条に定める建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体として、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって〇〇マンション管理組合(以下「管理組合」という。)を構成する。	の効力を有する。 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。 6 1 (管理組合) 第6条 区分所有者は、区分所有法第3条に定める建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体として、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもって○○マ
6 2 6 3 (専有部分の範囲) 7 1 7 1	2 2 管理組合は、事務所を○○内に置く。 6 2 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 6 3 1 (専有部分の範囲) (専有部分の範囲) 7 1 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、次のとおりとする。 7 1 1 1 一 住戸番号を付した住戸(以下「住戸部分」という。) 7 1	2 管理組合は、事務所を○○内に置く。 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 (専有部分の範囲) 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、次のとおりとする。 1 1 一 住戸番号を付した住戸(以下「住戸部分」という。)	6 2 2 管理組合は事務所を○○内に置く。 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 (専有部分の範囲) (専有部分の範囲) (専有部分の範囲) (専有部分の範囲)	6 2 2 管理組合は、事務所を○○内に置く。 6 3 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 7 1 (専有部分の範囲) 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。	6 : 6 : 6 : 7 : 7 : 7 : 7 : 7 : 7 : 7 :	2 管理組合は、事務所を○○内に置く。 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 1 (専有部分の範囲) 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。	6 6 有部分の範囲) 7	ンション管理組合(以下「管理組合」という。)を構成する。 2 管理組合は、事務所を○○内に置く。 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 (専有部分の範囲) 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。	ンション管理組合(以下「管理組合」という。)を構成する。 6 2 2 管理組合は、事務所を○○内に置く。 6 3 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 7 1 (専有部分の範囲) 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。	6 2 6 3 (専有部分の範囲) 7 1	2 管理組合(以下管理組合)という。)を構成する。 2 管理組合は、事務所を○○内に置く。 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 (専有部分の範囲) 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。	ンション管理組合(以下「管理組合」という。)を構成する。 2 管理組合は、事務所を○○内に置く。 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。 7 1 (専有部分の範囲) 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。
7 2 7 2 7 2 7 2	1 2 二 倉庫番号を付した倉庫(以下「倉庫部分」という。) 7 1 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。 7 2 2 1 一 天井、床及び壁は、軀体部分を除く部分を専有部分とする。 7 2 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 7 2 2 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。 7 2	 2 二 倉庫番号を付した倉庫(以下「倉庫部分」という。) 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。 	7 2 1 1 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。 7 2 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 7 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 7 2 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。	7 2 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。 7 2 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 7 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 7 2 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。	7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	2 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 2 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 2 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 2 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。	7 7 7	2 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 2 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。	7 2 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。 7 2 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 7 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 7 2 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。	7 2 7 2	2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。 2 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 2 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。	7 2 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。 7 2 1 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。 7 2 2 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。 7 2 3 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。
7 3 (共用部分の範囲) 8 1 (共有) 9 1	3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のもの は、専有部分とする。	3 第1項又は前項の専有部分の専有に供される設備のうち共用部分内にある部分意外のものは、専用部分とする。 (共用部分の範囲) 第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。 (共有) 第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。	7 3 3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。 (共用部分の範囲) (共用部分の範囲) (共用部分の範囲) (共用部分の範囲) 8 1 (共用部分の範囲) (共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。 (共有) 9 1 (共有) (共有) 第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。 (共有)	7 3 3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。 8 1 (共用部分の範囲) 第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。 9 1 (共有) 第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。	(共用部分の範囲) 8(共有) 9	3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。 1 (共用部分の範囲) (共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。 1 (共有) 第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。 (共有	7 用部分の範囲) 8 有) 9	3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。 (共用部分の範囲) 1 (共用部分の範囲) (共用部分の範囲) 第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。 (共有) 第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。 (共有)	7 3 3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。 8 1 (共用部分の範囲) 第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。 9 1 (共有) 第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。	7 3 (共用部分の範囲) 8 1 (共有) 9 1	3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。 (共用部分の範囲) 第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。 (共有) 第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。	7 3 3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。 8 1 (共用部分の範囲) 第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。 9 1 (共有) 第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。
(共有持分)10 1(分割請求及び単 11 1独処分の禁止)	1 (共有持分) (共有持分) 10 1 第10条 各区分所有者の共有持分は、その所有する専有部分の床面積の割合による。 2 前項の床面積の計算は、壁心計算(界壁の中心線で閉まれた部分の面積を算出する方法をいう。)によるものとする。 2 1 (分割請求及び単独処分の禁止) (分割請求及び単独処分の禁止) 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。 独処分の禁止)	 1 (共有持分) 第10条 各区分所有者の共有持分は、その所有する専有部分の床面積の割合による。 2 前項の床面積の計算は、壁心計算(界壁の中心線で囲まれた部分の面積を算出する方法をいう。)によるものとする。 1 (分割請求及び単独処分の禁止) 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。 (共有持分) (分割請求及び単額の分割を請求することはできない。 	10 1	10 1 (共有持分) 第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとおりとする。 1 11 1 (分割請求及び単独処分の禁止) 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。	(共有持分) 10 (分割請求及び単 11 独処分の禁止)	1 (共有持分) 第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとおりとする。 1 (分割請求及び単独処分の禁止) 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。 (共有	有持分) 10 割請求及び単 11 心分の禁止)	1 (共有持分) 第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとおりとする。 (共有持分) 1 (分割請求及び単独処分の禁止) 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。 (分割請求及び単独処分の禁止)	10 1 (共有持分) 第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとおりとする。 11 1 (分割請求及び単独処分の禁止) 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。	(共有持分) 10 1 (分割請求及び単 11 1 11 1 独処分の禁止) 11 1	1 (共有持分) (共有持分) 第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとおりとする。 (分割請求及び単独処分の禁止) 1 (分割請求及び単独処分の禁止) (分割請求及び単独処分の禁止) 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。 独処分の禁止)	10 1 (共有持分) 第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとおりとする。 11 1 (分割請求及び単独処分の禁止) 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。
11 2 11 2 11 2 (専有部分の用途) 12 1	2 区分所有者は、次の各号に掲げる場合を除き、住戸部分と倉庫部分とを分離し、又は専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、貸与、抵当権の設定等の処分をしてけれたかい。	2 区分所有者は、次の各号に掲げる場合を除き、住戸部分と倉庫部分とを分離し、又は専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、貸与、抵当権の設定等の処分をしてけからかい 一 住戸部分のみを他の区分所有者又は第三者に貸与する場合 2 こ 倉庫部分のみを他の区分所有者に譲渡又は貸与する場合 (専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供して	11 2 2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。	11 2 2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。 12 1 専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供して	(専有部分の用途) 12	2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の 設定等の処分をしてはならない。 1 (専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供して	有部分の用途) 12	(ア)住宅宿泊事業を可能とする場合	(ア)住宅宿泊事業を可能とする場合		2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。 1 [※住宅宿泊事業に使用することを可能とする場合、禁止する場合に応じて、次のように規定] (専有部分の用途) (ア)住宅宿泊事業を可能とする場合	(ア)住宅宿泊事業を可能とする場合
	(は/なら)ない。	(1) (2) (1) (3)	はならない。	ほんない。		はならない。	12 有部分の用途) 12	(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。 (イ)住宅宿泊事業を禁止する場合 (専有部分の用途)	(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。 (イ)住宅宿泊事業を禁止する場合		(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供して はならない。 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届 出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。 (専有部分の用途)	(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供して はならない。 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届 出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。 (イ)住宅宿泊事業を禁止する場合
							12	(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。	(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。		(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。	(専有部分の用途) 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。
(敷地及び共用部 13 1 分等の用法) (バルコニー等の 14 専用使用権)	1 (敷地及び共用部分等の用法) 第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなけ ればならない。 (バルコニー等の専用使用権) 第14条 区分所有者は、別表第3に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、1階に面する 庭及び屋上テラス(以下この条、第20条及び別表第3において「バルコニー等」という。)につい て、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。	1 (敷地及び共用部分等の用法) 第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。 (バルコニー等の専用使用権) 第14条 区分所有者は、別表第3に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、1階に面する用使用権) 庭及び屋上テラス(以下この条、第20条及び別表第3において「バルコニー等」という。)について、同表に掲げる通り、専用使用権を有することを承認する。	部 13 1 (敷地及び共用部分等の用法) 第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。 専 14 1 (バルコニー等の専用使用権) 第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する庭及び屋上テラス(以下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニー等」という。) について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。	13 1 (敷地及び共用部分等の用法) 第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しないればならない。 14 1 (バルコニー等の専用使用権) 第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面でる庭及び屋上テラス(以下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニー等」という。について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。	がけ 分等の用法) (バルコニー等の専 14	1 (敷地及び共用部分等の用法) 第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなけった。 ればならない。 1 (バルコニー等の専用使用権) 第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する庭及び屋上テラス(以下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニー等」という。) について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。	等の用法) ルコニー等の専 14	第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなけ 分等の用法) ればならない。	13 1 (敷地及び共用部分等の用法) 第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。 14 1 (バルコニー等の専用使用権) 第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する 庭及び屋上テラス(以下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニー等」という。 について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。	分等の用法) (バルコニー等の専 14 1 用使用権)	1 (敷地及び共用部分等の用法) 第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなけれ ばならない。 1 (バルコニー等の専用使用権) 第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する 庭及び屋上テラス(以下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニー等」という。) について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。	13 1 (敷地及び共用部分等の用法) 第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。 14 1 (バルコニー等の専用使用権) 第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する庭及び屋上テラス(以下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニー等」という。)について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。
(駐車場の使用) 15]	2 1階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 1 (駐車場の専用使用権) 第15条 区分所有者は、別添の図に示す駐車場について、管理組合が特定の区分所有者に	2 1階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めることろにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 (駐車場の専用使用権) 第15条 区分所有者は、別添の図に示す駐車場について、管理組合が特定の区分所有者に	14 2 2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 14 3 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 15 1 (駐車場の使用) 第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定の区分所有者に駐車場使用契	14 2 2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 14 3 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 15 1 (駐車場の使用) 第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定の区分所有者に駐車場使用	(駐車場の使用) 15	2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 1 (駐車場の使用) 第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定の区分所有者に駐車場使用契	14 14 車場の使用) 15	2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 (駐車場の使用) 第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定の区分所有者に駐車場使用契	14 2 2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 14 3 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 15 1 (駐車場の使用) 第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定の区分所有者に駐車場使用勢	(駐車場の使用) 15 1	2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 (駐車場の使用) 第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定の区分所有者に駐車場使用契	14 2 2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 14 3 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。 15 1 (駐車場の使用) 第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定の区分所有者に駐車場使用契
15 2 15 3	対し駐車場使用契約により専用使用権を設定することを承認する。 2 駐車場について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者がその所有する住戸部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場の専用使用権は消滅する。 15 3	対し駐車場使用契約により専用使用権を設定することを承認する。 2 駐車場について専用使用権を有している者は、別に定めるところにより管理組合に専用使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者がその所有する住戸部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場の専用使用権は消滅する。	お13米 官理組合は、別様の図にかり配子ができる。 約により使用させることができる。 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。	お15米 官理組合は、別称の図にがり駐車場について、特定の区別別有名に駐車場使用9約により使用させることができる。 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用*を納入しなければならない。 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。	料 15 た 15	2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。	15 15	約により使用させることができる。 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料 を納入しなければならない。	お13米 官理組合は、別称の国にかり配車場について、特定の区別別有者に駐車場使用等約により使用させることができる。 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。	15 2 15 3	第13米 自理組合は、別称の国に不り配車場に りいて、特定の区別別有名に駐車場使用失 約により使用させることができる。 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を 納入しなければならない。 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した ときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。	2 前項により使用させることができる。 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければならない。 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。
(敷地及び共用部 16	4 前項にかかわらず、当該譲渡又は貸与の相手方が同居人であるときは、当該同居人は、当 15 4 該駐車場を専用使用することができる。 5 第3項にかかわらず、当該貸与の期間が、3年未満であるときは、当該駐車場の専用使用権は消滅しない。ただし管理組合は、当該期間中、他の区分所有者に当該駐車場を使用させることができる。 1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (物地及び共用部分等の第三者の使用) (物地及び共用部分等の第三者の使用) (物地及び共用部分等の第三者の使用) (物は及び共用部分等の 16 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4 前項にかかわらず、当該譲渡又は貸与の相手方が同居人であるときは、当該同居人は、当該駐車場を専用使用することができる。 5 第3項にかかわらず、当該貸与の期間が、3年未満であるときは、当該駐車場の専用使用権は消滅しない。ただし、管理組合は、当該期間中、他の区分所有者に当該駐車場を使用させることができる。 1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用)	部 16 1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部	3 16 1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用) 第16条 第779 第16条 第779 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	(敷地及び共用部 16	1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地	地及び共用部 16	1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用)	16 1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用) 第16条 第四組入は、次に提ばる敷地及び共用部分等の第三者の使用)	(敷地及び共用部 16 1	1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用) (敷地及び共用部分等の第三者の使用)	16 1 (敷地及び共用部分等の第三者の使用)
分等の第三者の使 用) 16	第16条 区分所有者は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲 分等の第三者の使 げる者が使用することを承認する。 1 1 一 管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設 管理業 16 1 務を受託し、又は請負った者 12 二 電気室 ○○電力株式会社 16 1	第16条 区分所有者は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者が使用することを承認する。 1 1 一 管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設管理業務を受託し、又は請負った者 2 二 電気室 ○○電力株式会社	 東 第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げ 分等の第三者の使 る者に使用させることができる。 16 1 1 一 管理事務室、管理用倉庫、機械室その他 対象物件の管理の執行上必要な施設管理業 務を受託し、又は請け負った者 16 1 2 二 電気室 ○○電力株式会社 	第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者に使用させることができる。 16 1 1 一 管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設 管理事務(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「適正化法」という。)第2条第六号の「管理事務」をいう。)を受託し、又は請け負った者 16 1 2 二 電気室 〇〇電力株式会社	用) 用) 16 16	第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げ 分等 る者に使用させることができる。	16	第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げ 分等の第三者の使 る者に使用させることができる。 1 1 一 管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設 管理事務(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第2条第六号の「管理事務」をいう。)を受託し、又は請け負った者 1 2 二 電気室 対象物件に電気を供給する設備を維持し、及び運用する事業者	第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者に使用させることができる。 16 1 1 一管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設 管理事務 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法という。)第2条第六号の「管理事務」をいう。)を受託し、又は請け負った者 16 1 2 二電気室 対象物件に電気を供給する設備を維持し、及び運用する事業者	16 1	第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる 者に使用させることができる。 1 一管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設 管理事務 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法」 という。)第2条第六号の「管理事務」をいう。)を受託し、又は請け負った者 2 二電気室 対象物件に電気を供給する設備を維持し、及び運用する事業者	第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者に使用させることができる。 16 1 1 一管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設 管理事務(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第2条第六号の「管理事務」をいう。)を受託し、又は請け負った者 16 1 2 二電気室 対象物件に電気を供給する設備を維持し、及び運用する事業者
16 I	1 3 三 ガスガバナー ○○ガス株式会社 2 前項に掲げるもののほか、区分所有者は、管理組合が総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることを承認する。 16 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 3 三 ガスガバナー ○○ガス株式会社 2 前項に掲げるもののほか、区分所有者は、管理組合が総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用されることを承認する。 (専有部分の修繕等)	16 1 3 三 ガスガバナー ○○ガス株式会社 16 2 1 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることができる。 善 17 1 (専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第33	16 1 3 三 ガスガバナー ○○ガス株式会社 16 2 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることができる。 17 1 (専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第3	場 (専有部分の修繕 17 等) 35	1 3 三 ガスガバナー ○○ガス株式会社 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることができる。 (専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35	16 16 有部分の修繕 17	1 3 三 ガスガバナー 当該設備を維持し、及び運用する事業者 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることができる。 (専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を (専有部分の修繕等)	16 1 3 三 ガスガバナー 当該設備を維持し、及び運用する事業者 16 1 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることができる。 17 1 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合(専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の	16 1 16 1 (専有部分の修繕 17 1 等)	1 3 三 ガスガバナー 当該設備を維持し、及び運用する事業者 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることができる。 1 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の	16 1 3 三 ガスガバナー 当該設備を維持し、及び運用する事業者 16 1 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることができる。 17 1 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合(専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の
			取付け若しくは取替え(以下) 修繕等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第33 条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。	取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、埋事長(第3条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。		取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35 条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。		取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。	取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の	17 1	取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の	取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (専有部分の修繕等) 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の
			17 2 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。 17 3 3 理事長は、第1項の規定による申請について、承認しようとするとき、又は不承認としようとするとまた。 フェスト また アスト カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 17 2 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。 17 3 3 理事長は、第1項の規定による申請について、承認しようとするとき、又は不承認としようとするとき、ストさい、理事人(次5.1名)に対するとれる。以下同じ、)の決意ないない。 	·理 17 : す 17 :	2 1 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。 3 3 理事長は、第1項の規定による申請について、承認しようとするとき、又は不承認としようとするとき、又は不承認としようとするとき、フェーストン・ファックを表するとき、フェーストン・ファックを表するとう。	17 17	2 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。 3 理事長は、第1項の規定による申請について、理事会(第51条に定める理事会をいう。以下	取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面又は電磁的方法による承認を受けなければならない。 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。 3 理事長は、第1項の規定による申請について、理事会(第51条に定める理事会をいう。以下同じ。)の決議により、スの表記といるでは、なければならない。	17 2 17 3	取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面又は電磁的方法による承認を受けなければならない。2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。3 理事長は、第1項の規定による申請について、理事会(第51条に定める理事会をいう。以下	取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面又は電磁的方法による承認を受けなければならない。 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。 3 理事長は、第1項の規定による申請について、理事会(第51条に定める理事会をいう。以下
			るときは、理事会(第49条に定める理事会をいう。以下同じ。)の決議を経なければならない。 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。 5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	るときは、理事会(第51条に定める理事会をいう。以下同じ。)の決議を経なければならない。 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。 5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由ななければこれを拒否してはならない。	所 17 は が	るときは、理事会(第51条に定める理事会をいう。以下同じ。)の決議を経なければならない。 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。 5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	17	同じ。)の決議により、その承認又は不承認を決定しなければならない。 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。 5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	同じ。)の決議により、その承認又は不承認を決定しなければならない。 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。 5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	17 4 17 5	同じ。)の決議により、その承認又は不承認を決定しなければならない。 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。 5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	同じ。)の決議により、その承認又は不承認を決定しなければならない。 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。 5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
							17	6 第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事により共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該工事を発注した区分所有者の責任と負担により必要な措置をとらなければならない。 7 区分所有者は、第1項の承認を要しない修繕等のうち、工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振動、臭気等工事の実施中における共用部分又は他の専有部分への影響について管理組合が事前に把握する必要があるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を届け出なければならない。	17 6 6 第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事により共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該工事を発注した区分所有者の責任と負担により必要な措置をとらないればならない。 7 区分所有者は、第1項の承認を要しない修繕等のうち、工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振動、臭気等工事の実施中における共用部分又は他の専有部分への影響について管理組合が事前に把握する必要があるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を届け出なければならない。	17 7	6 第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事により共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該工事を発注した区分所有者の責任と負担により必要な措置をとらなければならない。 7 区分所有者は、第1項の承認を要しない修繕等のうち、工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振動、臭気等工事の実施中における共用部分又は他の専有部分への影響について管理組合が事前に把握する必要があるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を届け出なければならない。	17 6 6 第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事により共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該工事を発注した区分所有者の責任と負担により必要な措置をとらなければならない。 7 区分所有者は、第1項の承認を要しない修繕等のうち、工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振動、臭気等工事の実施中における共用部分又は他の専有部分への影響について管理組合が事前に把握する必要があるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨を届け出なければならない。
(使用細則) 17 1 (専有部分の貸与) 18 1 18 2	1 (使用細則) (使用細則) 17 1 1 (専有部分の貸与) (専有部分の貸与) (専有部分の貸与) (専有部分の貸与) 18 1 2 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定め 18 2	1 (使用細則) (使用細則) 第17条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。 (専有部分の貸与) 1 (専有部分の貸与) (専有部分を第三者に貸与する場合は、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 3 2 2 4 2 2 4 3 3 5 3 3 6 3 3 6 3 3 7 3 3 8 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3 3 9 3	18 1	18 1 (使用細則) 第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。	(め) 19 :	1 (使用細則) 第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。 1 (専有部分の貸与) 第19条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び使用細則 に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定め	用細則) 18 有部分の貸与) 19 19	1 (使用細則) (使用細則) 第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。 (専有部分の貸与) 1 (専有部分の貸与) (専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。 2 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定め	18 1 (使用細則) 第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。 19 1 (専有部分の貸与) 第19条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。 19 2 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定める事項をである。	(専有部分の貸与) 19 1	1 (使用細則) (使用細則) 第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。 (専有部分の貸与) 1 (専有部分の貸与) (専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定め	18 1
	る事項を道守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。	る事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。	る事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。	る事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。) ර	る事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める 事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。 (暴力	カ団員の排除) 19の 2	る事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。 1 [※専有部分の貸与に関し、暴力団員への貸与を禁止する旨の規約の規定を定める場合] (暴力団員の排除) 1 (暴力団員の排除) 第19条の2 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、前条に定めるものの	る事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。 9の 1 [※専有部分の貸与に関し、暴力団員への貸与を禁止する旨の規約の規定を定める場合(暴力団員の排除) 第19条の2 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、前条に定めるものの		る事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。 3 第1項の場合において、区分所有者は、当該第三者に、専有部分を借用した旨の届出を管理組合に提出させなければならない。 [※専有部分の貸与に関し、暴力団員への貸与を禁止する旨の規約の規定を定める場合](暴力団員の排除)(暴力団員の排除)第19条の2区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、前条に定めるものの	コリカス る事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。 3 第1項の場合において、区分所有者は、当該第三者に、専有部分を借用した旨の届出を管理組合に提出させなければならない。 19の 1 [※専有部分の貸与に関し、暴力団員への貸与を禁止する旨の規約の規定を定める場合] (暴力団員の排除) 第19条の2 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、前条に定めるものの
							19の 2 19の 2	#19年の2 区方所有有は、その等有部方を第三有に質与りる場合には、前来に定めるもののはまか、次に掲げる内容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。 1 1 一 契約の相手方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約すること。 1 2 二 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合には、何らの催告を要せずして、区分所有者は当該契約を解約することができること。	第19年の2 区方所有有は、その専有部分を第三有に員子する場合には、前来に定めるもののほか、次に掲げる内容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。 一 契約の相手方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年) 律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約すること。 二 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合には、何らの催告を要せずして、区分所有者は当該契約を解約することができること。	19の 1 2 19の 1 2	第19年の2 区方所有有は、その専有部分を第三有に員子する場合には、前来に定めるものの ほか、次に掲げる内容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。 1 一契約の相手方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約すること。 2 二契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合には、何らの催告を要せずして、区分所有者は当該契約を解約することができること。	19の 1 2 二 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合には、何らの催告を要せずして、区分 所有者は、その等有部方を第三者に員子りる場合には、前来に定めるものの はまか、次に掲げる内容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。
							19の 2 19の 2	1 3 三 区分所有者が前号の解約権を行使しないときは、管理組合は、区分所有者に代理して解約権を行使することができること。 2 1 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面を提出するとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。	9の 1 三 区分所有者が前号の解約権を行使しないときは、管理組合は、区分所有者に代理して解約権を行使することができること。 9の 2 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認	19の 1 2 19の 2 2	1 3 三 区分所有者が前号の解約権を行使しないときは、管理組合は、区分所有者に代理して解約権を行使することができること。 2 〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認	19の 1 3 三 区分所有者が前号の解約権を行使しないときは、管理組合は、区分所有者に代理して解約権を行使することができること。 19の 2 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認
								で表が回貨ではあります。 1 2	2 前項の場合において、区方所有者は、前項第二分による併析権の代達行使を管理組合による旨の書面の提出をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面の提出(当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含む。)をする。ともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。	19の 2 2	2 前項の場合において、区方所有名は、前項第二分による併析権の代達行反を管理組合に認める旨の書面の提出をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面の提出(当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含む。)をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。	2 前項の場合において、区分所有名は、前項第二方による解析権の代達行使を管理組合に認める旨の書面の提出をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面の提出(当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含む。)をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。
(区分所有者の責 19 1 務) (敷地及び共用部 20 1 分等の管理)	第19条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に 務) 適正な管理を行うよう努めなければならない。 (敷地及び共用部分等の管理に関する責任と負担) 第20条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを 分等の管理に関す 行うものとする。ただし、バルコニー等の管理のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使 る責任と負担)	第19条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に 適正な管理を行うよう努めなければならない。 (敷地及び共用部分等の管理に関する責任と負担) 第20条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを 行うものとする。ただし、バルコニー等の管理のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使	第20条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に 適正な管理を行うよう努めなければならない。 第21 1 (敷地及び共用部分等の管理) 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを 行うものとする。ただし、バルコニー等の管理のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使	20 1 (区分所有者の責務) 第20条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。	だ 務) (敷地及び共用部 21 を分等の管理)	第20条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に 務) 適正な管理を行うよう努めなければならない。 (敷地及び共用部分等の管理) 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを 分等で行うものとする。ただし、バルコニー等の管理のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使	分所有者の責 20 地及び共用部 21 等の管理)	第20条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に 適正な管理を行うよう努めなければならない。 (敷地及び共用部分等の管理) 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを 行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為(区分所有法第18条第1項ただし書の「保存	20 1 (区分所有者の責務) 第20条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。 21 1 (敷地及び共用部分等の管理) 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為(区分所有法第18条第1項ただし書の「保存	(区分所有者の責 20 1 務) (敷地及び共用部 21 1 分等の管理)	1 (区分所有者の責務) 第20条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に 適正な管理を行うよう努めなければならない。 (敷地及び共用部分等の管理) 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを 行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為(区分所有法第18条第1項ただし書の「保存	20 1 (区分所有者の責務) 第20条 区分所有者は、管理組合の構成員として相互に協力し、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正かつ円滑な管理を行うよう努めなければならない。 (敷地及び共用部分等の管理) 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為(区分所有法第18条第1項ただし書の「保存
	用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。	用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。	用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。 21 2 享有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。	用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。 2	型と 21 2	用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。	21	行為」をいう。以下同じ。)のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権を有する者が その責任と負担においてこれを行わなければならない。 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と 一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。 3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面による承認を 受けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、専有部分	行為」をいう。以下同じ。)のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権を有する者が その責任と負担においてこれを行わなければならない。 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理を 一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。 21 3 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面による承認を受	21 2 21 3	行為」をいう。以下同じ。)のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権を有する者が その責任と負担においてこれを行わなければならない。 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と 一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面による承認を受	行為」をいう。以下同じ。)のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の保存行為等(区分所有法第17条第3項の「専有部分の保存行為等」をいう。以下同じ。)を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、総会の決議を経て、管理組合がこれを行うことができる。 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合3、区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面による承認を受
								受けた場合を除さ、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、等有部分 の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。	けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。た		けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、専有部分の 使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施 が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方 法による承認を受けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。た	けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、専有部分の 使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施 が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方 法による承認を受けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。た
							21	4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を 準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第6項中「第1項の承 認を受けた修繕等の工事後に、当該工事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為 後に、当該保存行為」と読み替えるものとする。 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当該保存行為に要した費用は、当該 保存行為を行った区分所有者が負担する。	だし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第6項中「第1項の対認を受けた修繕等の工事後に、当該工事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後に、当該保存行為」と読み替えるものとする。 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った区分所有者が負担する。	21 4 21 5	だし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後に、当該保存行為」と読み替えるものとする。 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った区分所有者が負担する。	だし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後に、当該保存行為」と読み替えるものとする。 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った区分所有者が負担する。
			(窓ガラス等の改良)	22 1 (窓ガラス等の改良) 第22条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管	改	1 (窓ガラス等の改良) 第22条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管	ガラス等の改良) 22	6 理事長は、災害等の緊急時においては、総会又は理事会の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。	21 6 6 理事長は、災害等の緊急時においては、総会又は理事会の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。 22 1 (窓ガラス等の改良) 第22条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理	21 6 (窓ガラス等の改 22 1 良)	6 理事長は、災害等の緊急時においては、総会又は理事会の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。	21 6 6 理事長は、災害等の緊急時においては、総会又は理事会の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。 22 1 (窓ガラス等の改良) 第22条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理
				度工事であって、防犯、防事又は断熱等の住宅の住宅の向工等に負するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。 2 管理組合は、前項の工事を速やかに実施できない場合には、当該工事を各区分所有者の責任と負担において実施することについて、細則を定めるものとする。		理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。 2 管理組合は、前項の工事を速やかに実施できない場合には、当該工事を各区分所有者の責任と負担において実施することについて、細則を定めるものとする。	22	理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。 2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。	22 2 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 「本語を関するものについては、電影組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。 「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定」 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合	22 2	出事であって、防犯、防音文は断熱等の住宅の住能の向工等に負するものについては、管理 組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事 長に申請して書面による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担に おいて実施することができる。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合	22 2 組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合
							22		2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理算長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工事」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事」とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と読み替えるものとする。	22 3	2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工事」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事」とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と読み替えるものとする。	2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工事」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事」とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と読み替えるものとする。
(必要箇所への立入 21 19) 21 2	1 (必要箇所への立入り) (必要箇所への立入り) (必要箇所への立入 21 1 第21条 前条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理 り) (の者が管理 り) (の表述 21 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 (必要箇所への立入り) 第21条 前条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理 する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。 2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	 人 22 1 (必要箇所への立入り) (必要箇所への立入り) 第22条 前条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理 する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。 22 2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 	、23 1 (必要箇所への立入り) 第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。 23 2 2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	23	1	要箇所への立入 23		23 1 (必要箇所への立入り) 第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。 23 2 2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	23 2	1 (必要箇所への立入り) 第23条前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理 する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。 2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。	23 1 (必要箇所への立入り等) 第23条前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理 する専有部分者しくは専用使用部分への立入り又は自らこれに保存行為を実施することを請求することができる。 23 2 前項により立入り又は保存行為の実施を請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
21	3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償し 21 3 なければならない。	3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。	22 3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。	23 3 1 3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。		3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。		なければならない。	23 3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。 23 4 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が発生した場合であって、緊急に立ち入らないと共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、専有部分又は専用使用部分に自ら立ち入り、又は委任した者に立ち入りせることができる。	23 4	3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が発生した場合であって、緊急に立ち入らないと共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、専有部分又は専用使用部分に自ら立ち入り、又は委任した者に立ち入らせることができる。	23 3 前項の場合において、正当な理由なく立入り又は保存行為の実施を拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。 23 4 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が発生した場合であって、緊急に他の者が管理する専有部分又は専用使用部分への立入り又は保存行為の実施をしなけらば、共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、自らその専有部分又は専用使用部分に立ち入り、又は保存行為を実施することができる。この場合において、理事長は、委任した者にこれを行わせることもできる。
(損害保険) 22 1	4 4 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。 21 4 1 (損害保険) (損害保険) 22 1 第22条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。 22 2	 4 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。 1 (損害保険) 第22条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。 2 理事長(第33条に定める理事長をいう。)は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領を行う。 	22 4 4 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。 23 1 (損害保険) (損害保険) 第23条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。 23 2 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領を行う。	23 4 4 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。	(損害保険) 24	4 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。 1 (損害保険) 第24条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。 2 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領について、区分所有者を代理する。	23 書保険) 24 24		23 5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。 24 1 (損害保険) 第24条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険、地震保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。 24 2 2 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領について、区分所有者を代理する。	(損害保険) 24 1	5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。 (損害保険) 第24条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険、地震保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。 2 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領について、区分所有者を代理する。	23 5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。 24 1 (損害保険契約の締結) 第24条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険、地震保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。
											(保険金等の請求 及び受領等)	24の 1
												24の33 保険金等の請求及び受領は、前2項の規定によらなけらば、これを行うことができない。24 区分所有者は、区分所有権を譲渡した場合において、区分所有法第26条第2項の別段の意思表示を行わない。24の5 保険金等は、これが生じた原因となる敷地及び共用部分等の瑕疵の修繕のために必要な費用に充当する。ただし、当該費用に充当してなお残余があるとき、敷地及び共用部分等の瑕疵
												の修繕を要しないとき、又は理事長が保険金等を受領した時に既に修繕を終えているときは、 管理組合は、当該保険金等を第27条に定める費用に充当し、若しくは修繕積立金に組み入れ、又は既にした修繕のために費用を負担した者に対する償還に充てることができる。 24の 6 第1項及び第2項の規定に基づき区分所有者を相手方として敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求をする場合、理事長は、当該区分所有者に対し、違約金としての弁護士費用その他の諸費用を請求することができる。 7 前項の規定に基づき請求した弁護士費用その他の諸費用に相当する収納金は、第27条に
(管理費等) 23]	1 (管理費等) 第23条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用	1 (管理費等) 第23条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用	24 1 (管理費等) 第24条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用	25 1 (管理費等) 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用	(管理費等) 25 用	1 (管理費等) 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用	理費等) 25	1 (管理費等) 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用	25 1 (管理費等) 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用	(管理費等) 25 1	1 (管理費等) 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用	24の 7 7 前項の規定に基づき請求した弁護士費用その他の諸費用に相当する収納金は、第27条に 定める費用に充当する。 24の 8 理事長は、第2項の規定に基づき区分所有者及び旧区分所有者のために原告又は被告と なったときは、遅滞なく、区分所有者及び旧区分所有者にその旨を通知しなければならない。こ の場合において、第43条第2項及び第3項の規定は、区分所有者への通知について準用す る。 25 1 (管理費等) 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用
23 I 23 I 23 I 23 2	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 23 1 1 1 一 管理費 23 1 1 2 二 特別修繕費 23 1 1 3 三 組合費 23 1 2 1 2 管理費及び特別修繕費の額については、各区分所有者の共有持分に応じて算出し、組合費の額については、各区分所有者が所有する住戸の数に応じて算出するものとする。 23 2	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 1 1 一 管理費 2 二 特別修繕費 3 三 組合費 1 2 管理費及び特別修繕費の額については、各区分所有者の共有持分に応じて算出し、組合費の額については、各区分所有者の共にでで算出するものとする。	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 24 1 1 一 管理費 24 1 2 二 特別修繕費 24 2 で理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 25	25 25 25 25	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 1 1 一 管理費 1 2 に 修繕積立金 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。	25 25 25	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 1 1 一 管理費 2 二 修繕積立金 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 - 一管理費 - 1 2 二 修繕積立金 - 2 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。	25 1 25 1 25 2	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 1 1 一管理費 1 2 二修繕積立金 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。	(以下「管理費等」という。)を管理組合に納入しなければならない。 - 一管理費 25 1 2 二 修繕積立金 25 2 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出するものとする。
(承継人に対する債 24]権の行使)(管理費)25]	1 (承継人に対する債権の行使) (承継人に対する債権の行使) (承継人に対する債 24 1 第24条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定承 権の行使)		責 25 1 (承継人に対する債権の行使) (承継人に対する債権の行使) (承継人に対する債権の行使) (承継人に対する債権の行使) (本の行使) 26 1 (管理費) (管理費) (管理費) (管理費) (管理費) (管理費) 26 1 1 - 管理人人件費 2 二 公租公課 (管理費) (管理費) (管理費)	1261(承継人に対する債権の行使) 第26条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定所継人に対しても行うことができる。271(管理費) 第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する2711一 管理員人件費2712二 公租公課	承権の行使)	1 (承継人に対する債権の行使) (承継人に対する債権の行使) (承継人に対しても行うことができる。 権の経験 1 (管理費) 第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。 (管理費) 1 1 一 管理員人件費 2 二 公租公課	性人に対する債 2626で行使)理費)27	1 (承継人に対する債権の行使) (承継人に対する債権の行使) 第26条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の特定承継人に対しても行うことができる。 (管理費) 1 (管理費) (管理費) 第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。 (管理費) 1 1 一管理員人件費 1 2 二 公租公課	26 1	情権の行使) (管理費) 27 1 27 1	 1 (承継人に対する債権の行使) 第26条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の特定承継人に対しても行債権の行使) 1 (管理費) 第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。 1 1 管理員人件費 1 2 二 公租公課 	26 1
25 1 25 1 25 1 25 1 25 1 25 1	1 2 二 公租公課25 11 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費25 11 4 四 備品費、通信費その他の事務費25 11 5 五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料25 11 6 六 経常的な補修費25 11 7 七 清掃費、消毒費及び塵芥処理費25 11 8 八 管理委託費25 1	1 2 二 公租公課 1 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費 1 4 四 備品費、通信費その他の事務費 1 5 五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料 1 6 六 経常的な補修費 1 7 七 清掃費、消毒費及び塵芥処理費 1 8 八 管理委託費	26 1 2 二 公租公課 26 1 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費 26 1 4 四 備品費、通信費その他の事務費 26 1 5 五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料 26 1 6 六 経常的な補修費 26 1 7 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費 26 1 8 八 管理委託費	27 1 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費 27 1 4 四 備品費、通信費その他の事務費 27 1 5 五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料 27 1 6 六 経常的な補修費 27 1 7 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費 27 1 8 八 委託業務費	27 27 27 27 27 27 27 27	1 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費 1 4 四 備品費、通信費その他の事務費 1 5 五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料 1 6 六 経常的な補修費 1 7 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費 1 8 八 委託業務費	27 27 27 27 27 27 27	1 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費 1 4 四 備品費、通信費その他の事務費 1 5 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料 1 6 六 経常的な補修費 1 7 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費 1 8 八 委託業務費	27 1 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費 27 1 4 四 備品費、通信費その他の事務費 27 1 5 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料 27 1 6 六 経常的な補修費 27 1 7 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費 27 1 8 八 委託業務費	27 1 27 1 27 1 27 1 27 1 27 1	1 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費 1 4 四 備品費、通信費その他の事務費 1 5 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料 1 6 六 経常的な補修費 1 7 七清掃費、消毒費及びごみ処理費 1 8 八 委託業務費	27 1 3 三 共用設備の保守維持費及び運転費 27 1 4 四 備品費、通信費その他の事務費 27 1 5 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料 27 1 6 六 経常的な補修費 27 1 7 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費 27 1 8 八 委託業務費
(修繕積立金) 26 1	1 9 九 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用 25 1 1 (修繕積立金) (修繕積立金) 第26条 管理組合は、特別修繕費を修繕積立金として積み立てるものとする。 (修繕積立金)	1 9 九 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用 1 (修繕積立金) 第26条 管理組合は、特別修繕費を修繕積立金として積み立てるものとする。	26 1 9 九 管理組合の運営に要する費用 26 1 10 十 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用 27 1 (修繕積立金) 第27条 管理組合は、特別修繕費を修繕積立金として積み立てるものとする。	27 1 9 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用 27 1 10 十 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に要する費用 27 1 11 十一 管理組合の運営に要する費用 27 1 12 十二 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用 (修繕積立金) 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り損	27 27 27 27 27 27 27 28 28	1 9 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用 1 10 十 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に要する費用 1 11 十一 管理組合の運営に要する費用 1 12 十二 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用 1 (修繕積立金) 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩またしばできる。	27 27 27 27 27 善養(主金) 28	1 9 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用 1 10 十 管理組合の運営に要する費用 1 11 十一 その他第32条に定める業務に要する費用(次条に規定する経費を除く。) 1 (修繕積立金) 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩まましばできる。	27 1 9 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用 27 1 10 十 管理組合の運営に要する費用 27 1 11 十一 その他第32条に定める業務に要する費用(次条に規定する経費を除く。) 28 1 (修繕積立金) 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り損害	27 27 1 27 1 (修繕積立金) 28 1	1 9 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用 1 10 十 管理組合の運営に要する費用 1 11 十一 その他第32条に定める業務に要する費用(次条に規定する経費を除く。) 1 (修繕積立金) 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩まましばできる。	27 1 9 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用 27 1 10 十 管理組合の運営に要する費用 27 1 11 十一 その他第32条に定める業務に要する費用(次条に規定する経費を除く。) 28 1 (修繕積立金) 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩せていばできる。
26 2 26 2 26 2 26 2	2 2 修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。 26 2 2 1 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 26 2 2 2 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修結 26 2 2 3 三 敷地及び共用部分等の変更又は処分 26 2 2 6 2 2	2 修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。 2 1 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 2 2 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 3 三 敷地及び共用部分等の変更又は処分	27 2 8 2 修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。 27 2 1 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 27 2 2 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 27 2 3 三 敷地及び共用部分等の変更	28 1 1 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 28 1 2 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 28 1 3 三 敷地及び共用部分等の変更	28 28 28 28	1 1 1 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 1 2 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 1 3 三 敷地及び共用部分等の変更	28 28 28	1 1 つ 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 1 2 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 1 3 三 敷地及び共用部分等の変更	28 1 1 一一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 28 1 2 二不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 28 1 3 三 敷地及び共用部分等の変更	28 1 28 1 28 1	1 1 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 1 2 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 1 3 三 敷地及び共用部分等の変更	28 1 1 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕 28 1 2 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕 28 1 3 三 敷地及び共用部分等の改良又は変更
26 2 26 2	2	2 4 四 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要と する管理	27 2 4 四 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要と なる管理	28 1 4 四 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査 28 1 5 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要なる管理 28 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項の建替え決議(以下「建替え決議」という。) ア	きと 28 D又 28 :	1 4 四 建物の建替えに係る合意形成に必要となる事項の調査 1 5 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項の建替え決議(以下「建替え決議」という。)又	28	14.5 to 10.5 to 5.4 to 5.4 to 10.5 to	28 1 4 四 建物の建替え及びマンション敷地売却(以下「建替え等」という。)に係る合意形成に必要なる事項の調査 28 1 5 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要なる管理 28 2 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項の建替え決議(以下「建替え決議」という。) ス	28 1	1 4 四 建物の建替え及びマンション敷地売却(以下「建替え等」という。)に係る合意形成に必要となる事項の調査 1 5 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項の建替え決議(以下「建替え決議」という。)又	28 1 4 四 建物の建替え、建物の更新、建物敷地売却、建物取壊し敷地売却又は取壊し(以下「マンション再生等」という。)に係る合意形成に必要となる事項の調査 28 1 5 五 修繕積立金の管理及び運用 28 1 6 六 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理 28 2 1 項にかかわらず、区分所有法第62条第1項の建替え決議、区分所有法第64条の5第1項
				28 2 日頃にかかわらり、区分所有法第62条第1項の建督え供議以下「建督え供議」という。)の は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっても、マンションの建替えの円滑化等に 関する法律(以下本項において「円滑化法」という。)第9条のマンション建替組合(以下「建替総合」という。)の設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する修繕積立金本当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。	組 3い う、	2 前頃にかかわらり、区分所有法第62条第1項の建督え伏譲以下「建督え伏譲」という。)又は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっても、マンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下本項において「円滑化法」という。)第9条のマンション建替組合(以下「建替組合」という。)の設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。	20	2 前項にかかわらり、区分所有法第62条第1項の建督え決議(以下「建督え決議」という。) 文は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっても、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。) 第9条のマンション建替組合の設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。	28 2 2 前項にかがわらり、区分所有法第62条第1項の建督え次議(以下)建督え次議[といり。) 2 は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっても、マンションの建替え等の円滑化は関する法律(平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。) 第9条のマンション建替組合の設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の経替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。		2 前項にかがわらり、区分所有法第62采第1項の建督え次議(以下)建督え次議[といり。) 文 は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっても、マンションの建替え等の円滑化に 関する法律(平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。) 第9条のマンション建替組合の 設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建 替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、 修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた 金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。	の建物更新決議、区分所有法第64条の6第1項の建物敷地売却決議、区分所有法第64条の7第1項の建物取壊し敷地売却決議又は区分所有法第64条の8第1項の取壊し決議(以下「マンション再生等に係る決議」という。)を経て、マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。)第9条第1項のマンション再生組合の設立の認可、円滑化法第45条第1項に基づく事業の施行認可、円滑化法第113条第1項に基づくマンション等売却組合の設立の認可又は円滑化法第163条の6第1項に基づくマンション除却組合の設立の認可を得るまでの間においては、マンション再生等に係る決議の後であっても、
								3 第1項にかかわらず、円滑化法第108条第1項のマンション敷地売却決議(以下「マンション	 28 3 第1項にかかわらず、円滑化法第108条第1項のマンション敷地売却決議(以下「マンション 		3 第1項にかかわらず、円滑化法第108条第1項のマンション敷地売却決議(以下「マンション	その事業に係る計画又は設計等に必要がある場合には、管理組合は、その経費に充当するため、修繕積立金を取り崩すことができる。同様に、マンション再生等に係る区分所有者の全員の合意の後であっても、その事業に係る計画又は設計等に必要がある場合には、管理組合は、その経費に充当するため、修繕積立金を取り崩すことができる。ただし、取壊し以外のマンション再生等に係る計画又は設計等に必要な経費に充当するために修繕積立金を取り崩す場合は、管理組合の消滅時にその事業に参加しない区分所有者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度とする。
26	3 3 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、特別修繕費をもってその償 26 3	3 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、特別修繕費をもってその償	27 3 3 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、特別修繕費をもってその償	28 3 3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその	28	3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその	28	敷地売却決議」という。)の後であっても、円滑化法第120条のマンション敷地売却組合の設立の認可までの間において、マンション敷地売却に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時にマンション敷地売却不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。 4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその	敷地売却決議」という。)の後であっても、円滑化法第120条のマンション敷地売却組合の設立の認可までの間において、マンション敷地売却に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時にマンション敷地売却不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。 4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその	28 4	敷地売却決議」という。)の後であっても、円滑化法第120条のマンション敷地売却組合の設立の認可までの間において、マンション敷地売却に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時にマンション敷地売却不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。 4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその	28 3 3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその
(組合費) 26 27 1	選に充てることができる。選に充てることができる。26 44 修繕積立金については、管理費及び組合費とは区分して経理しなければならない。26 41 (組合費) 第27条 組合費は、次の各号に掲げる管理組合の運営に要する経費に充当する。(組合費)27 11 1 一会議費27 1	選に充てることができる。 4 修繕積立金については、管理費及び組合費とは区分して経理しなければならない。 1 (組合費) 第27条 組合費は、次の各号に掲げる管理組合の運営に要する経費に充当する。 1 1 一会議費	27 3 3 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、特別修繕費をもってその償還に充てることができる。 27 4 4 特別修繕費及び修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。	28 3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその 償還に充てることができる。 28 4 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。	28	3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその 償還に充てることができる。 4 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。	28	償還に充てることができる。	 28 4 4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその 償還に充てることができる。 28 5 6 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。 		4 名管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその 償還に充てることができる。 5 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。	28 3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその 償還に充てることができる。 28 4 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。
27 1 27 1 27 1 (使用料) 28	1 2 二 広報及び連絡業務に要する費用 27 1 1 3 三 役員活動費 27 1 1 4 四 その他管理組合の運営に要する費用 27 1 1 (使用料) (使用料) 28 1 第28条 専用使用料その他敷地及び共用部分等に係る使用料は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。 (使用料) 28 1	1 2 二 広報及び連絡業務に要する費用 1 3 三 役員活動費 1 4 四 その他管理組合の運営に要する費用 1 (使用料) 第28条 専用使用料その他敷地及び共用部分等に係る使用料は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。	28 1 (使用料) 第28条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料(以下「使用料」という。) は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。	29 1 (使用料) 第29条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料(以下「使用料」という。 は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。	。) (使用料) 29	1 (使用料) 第29条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料(以下「使用料」という。) は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。	用料) 29	1 (使用料) 第29条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料(以下「使用料」という。) は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。	29 1 (使用料) 第29条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料(以下「使用料」という。 は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。	(使用料) 29 1	1 (使用料) 第29条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料(以下「使用料」という。) は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。	29 1 (使用料) 第29条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料(以下「使用料」という。) は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。
(組合員の資格) 29 1 (届出義務) 30 1	1 (組合員の資格) (組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。 (組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。 (届出義務) 30 1 1 第30条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組 (届出義務) 30 1	1 (組合員の資格) 第29条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。 (組合員の資格) 1 (届出義務) 第30条 新たに組合員の資格を取得しまたは喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組	29 1	30 1	喪 (組合員の資格) 30 悪 (届出義務) 31	1 (組合員の資格) 第30条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。 (届出義務) 第31条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組	合員の資格) 30 出義務) 31	1 (組合員の資格) (組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。 (組合員の資格) 1 (届出義務) (届出義務) 第31条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組 (届出義務)	30 1 (組合員の資格) 第30条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに要失する。 31 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (届出義務)	(組合員の資格) 30 1 (届出義務) 31 1	1 (組合員の資格) 第30条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。 (組合員の資格) 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (届出義務)	30 1 (組合員の資格) 第30条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。 1 (※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (届出義務)
	合に届け出なければならない。	合に届け出なければならない。	合に届け出なければならない。	合に届け出なければならない。		合に届け出なければならない。		合に届け出なければならない。	(届出義務) 第31条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理総合に届け出なければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (届出義務)		(届出義務) 第31条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なければならない。 2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合(届出義務)	(届出義務) 第31条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なければならない。 2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合(届出義務)
									第31条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面又は電磁的力法により管理組合に届け出なければならない。	31 2	第31条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者は、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により管理組合に届け出なければならない。 2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により届け出なければならない。 (組合員名簿等の作成、保管)	第31条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者は、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により管理組合に届け出なければならない。 2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により届け出なければならない。 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (組合員名簿等の作成、保管)
												第31条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下「組合員名簿等」という。)を作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。
												31の 3 3 理事長は、第19条第3項又は前条の届出があった場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。 31の 4 4 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認をしなければならない。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (組合員名簿等の作成、保管) 第31条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下「組合員名簿等」という。)を、書面
												又は電磁的記録により作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求した者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。
												31の 3 3 電磁的記録により作成された組合員名簿等の閲覧については、第49条第5項に定める議事 録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。 31の 4 4 理事長は、第19条第3項又は前条の届出があった場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。 31の 5 5 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認をしなければならない。 2 6 が体現は合からかりままがなりますがなりますがあった場合に、
											(国内管理人)	31の 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (国内管理人) 第31条の3 組合員が国内管理人を選任した場合は、直ちにその旨並びに国内管理人の氏名 又は名称及び住所又は居所を書面により理事長に届け出なければならない。 2 組合員は、前項の規定により届け出た国内管理人の選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければならない。
												31の 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (国内管理人) 第31条の3 組合員が国内管理人を選任した場合は、直ちにその旨並びに国内管理人の氏名

(業務の委託等) 32 1	(業務の委託等)第32条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、第三者に委託 (業務の委託等) し、又は請け負わせて執行することができる。	第32条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わ	32 1 (業務の委託等) (業務の委託等) 第32条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わ	33 1 (業務の委託等) (業務の委託等) 第33条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者(適正化法第	33 1 (業務の委託等) (業務の委託等) 第33条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者(適正化法第	33 1 (業務の委託等) (業務の委託等) (業務の委託等) 33 第33条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者(適正化法 第3条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者(適正化法 第3条 第4 日の「つ)ないと第2番 またがら 1 日の「つ)ないと 1 日の「の)ないと 1 日のでの)はいと 1 日のでの)は	1 (業務の委託等) (業務の委託等) 第33条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者(適正化法第	務の委託等) 33 1 (業務の委託等) (業務の委託を) (業務の委託等) (業務の委託等) (業務の委託を) (業務の委託を	33 1 (業務の委託等) 第33条 管理組合は、 <mark>第32条</mark> に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者(適正化 法第2条 第 11 号の「マンション管理業者(適正化
(役員) 33 1	(役員)	せて執行することができる。	せて執行することができる。	2条第八号の「マンション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。 34 1 (専門的知識を有する者の活用) 第34条 管理組合は、マンション管理士(適正化法第2条第五号の「マンション管理士」をいう。) その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。 35 1 (役員)	2条第八号の「マンション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。	第2条第八号の「マンション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。	2条第八号の「マンション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。 (専門的知識を有する者の活用) 第34条 管理組合は、マンション管理士(適正化法第2条第五号の「マンション管理士」をいう。)その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。 (役員)	う。) その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営 その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができ る。	法第2条第八号の「マンション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。 (専門的知識を有する者の活用) 第34条 管理組合は、マンション管理士(適正化法第2条第五号の「マンション管理士」をいう。)その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。 (役員)
(役員) 33 1 1 3 33 1 3 3 1 3 3 1 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	(校員) 第33条 管理組合に次の役員を置く。 1 一 理事長 2 二 副理事長 ○名 3 三 会計担当理事 ○名 4 四 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。)○名 5 五 監事 ○名	33 1 (投員) 第33条 管理組合に次の役員を置く。	33 1 (投員)	35 1 (校員) 第35条 管理組合に次の役員を置く。 35 1 1 一 理事長 2 二 副理事長 ○名 35 1 3 三 会計担当理事 ○名 35 1 4 四 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。) ○名 35 1 5 五 監事 ○名 ○名 ○名 ○名 ○名 ○名 ○名 ○	35 1 (校員) 第35条 管理組合に次の役員を置く。 35 1 1 一 理事長 2 二 副理事長 ○名 35 1 3 三 会計担当理事 ○名 35 1 4 四 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。) ○名 35 1 5 五 監事 ○名 35 1 5 五 監事 ○名 35 1 5 五 監事 ○名 35 3 5 5 5 5 5 5 5	第35条 管理組合に次の役員を置く。 35	1 (役員) 第35条 管理組合に次の役員を置く。 1 1 一理事長 1 2 二副理事長 ○名 1 3 三 会計担当理事 ○名 1 4 四 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。) ○名 1 5 五 監事 ○名	35 1 2 二副理事長 ○名 35 1 3 三会計担当理事 ○名 35 1 4 四理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。) ○名 35 1 5 五監事 ○名 37 1 5 五監事 ○名	1 (役員) 第35条 管理組合に次の役員を置く。 35 1 1 一理事長 35 1 2 二副理事長 ○名 35 1 3 三会計担当理事 ○名 35 1 4 四理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下同じ。) ○名 35 1 5 五監事 ○名
33 2 33 3	2 理事及び監事は、○○マンションに現に居住する組合員のうちから、総会で選任する。3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事の互選により選任する。	33 2 2 理事及び監事は、○○マンションに現に居住する組合員のうちから、総会で選任する。 33 3 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事の互選により選任する。	 33 2 理事及び監事は、○○マンションに現に居住する組合員のうちから、総会で選任する。 33 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事の互選により選任する。 	 35 2 理事及び監事は、○○マンションに現に居住する組合員のうちから、総会で選任する。 35 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事の互選により選任する。 	35 2 2 理事及び監事は、組合員のうちから、総会で選任する。 35 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事の互選により選任する。		2 理事及び監事は、総会の決議によって、組合員のうちから選任し、又は解任する。 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議によって、理事のうちから選任し、又は解任する。 4 知合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選任方法については細則で定める。 4 知合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選任方法については細則で定める。	は解任する。 35 2 外部専門家を役員として選任できることとする場合 2 理事及び監事は、総会の決議によって、選任し、又は解任する。 35 3 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議によって、理事のうちから選任し、又は解任する。 は解任する。	35 2 2 理事及び監事は、総会の決議によって、組合員のうちから選任し、又は解任する。 35 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議によって、理事のうちから選任し、又は解任する。 35 2 外部専門家を役員として選任できることとする場合 35 2 理事及び監事は、総会の決議によって、選任し、又は解任する。 35 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議によって、理事のうちから選任し、又は解任する。 35 4 組合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選任方法については細則で定める。
(役員の任期) 34 1 34 2 34 3 34 4	(役員の任期) 第34条 役員の任期は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までの1年とする。ただし、再任をさまたがない。 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。 4 役員が組合員でなくなった場合においては、その役員はその地位を失う。	34 1 (役員の任期) (役員の任期) 第34条 役員の任期は、毎年○月○日から翌年○月○日までの1年とする。ただし、再任をさまたがよい。 34 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 34 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。 34 4 役員が組合員でなくなった場合においては、その役員はその地位を失う。	34 1 (役員の任期) (役員の任期) 第34条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。 (役員の任期) 34 2 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 34 3 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。 34 4 4 役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。	36 1 (役員の任期) (役員の任期) 第36条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。 (役員の任期) 36 2 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。 36 4 役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。	36 1 (役員の任期) (役員の任期) (役員の任期) 36 2 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。 36 4 4 役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。	の職務を行う。	1 (役員の任期) 第36条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。 4 役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。	第36条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。 36 2 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 36 3 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。	1
					役員の欠格条項)	36 4 外部専門家を役員として選任できることとする場合 4 選任(再任を除く。)の時に組合員であった役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。 36の 1 (役員の欠格条項) 第36条の2次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの 2 2 2 36の 1 1	4 外部専門家を役員として選任できることとする場合 4 選任(再任を除く。)の時に組合員であった役員が組合員でなくなった場合には、その役員は その地位を失う。 1 (役員の欠格条項) 第36条の2次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 1 1 一精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意 思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ないもの	36 4 外部専門家を役員として選任できることとする場合 4 選任(再任を除く。)の時に組合員であった役員が組合員でなくなった場合には、その役員は その地位を失う。 :	36 4 外部専門家を役員として選任できることとする場合 4 選任(再任を除く。)の時に組合員であった役員が組合員でなくなった場合には、その役員は その地位を失う。 (役員の欠格条項) 第36条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 0 1 1 一 破産者で復権を得ない者 1 1 一 破産者で復権を得ない者 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(役員の誠実義務 35 1 等)	(役員の誠実義務等) (役員の誠実義務等) 第35条 役員は、法令、規約及び使用細則並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員の等) ため、誠実にその職務を遂行するものとする。	孫 35 1 (役員の誠実義務等) (役員の誠実義務等) (役員の誠実義務等) 第35条 役員は、法令、規約及び使用細則並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員の等) ため、誠実にその職務を遂行するものとする。	35 1 (役員の誠実義務等) 第35条 役員は、法令、規約及び使用細則並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員の等) ため、誠実にその職務を遂行するものとする。	37 1 (役員の誠実義務等) 第37条 役員は、法令、規約及び使用細則その他細則(以下「使用細則等」という。)並びに総等) 会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。	第 37 1 (役員の誠実義務等) 第37条 役員は、法令、規約及び使用細則その他細則(以下「使用細則等」という。)並びに総等) 会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。	2 36の 1 2 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 36の 2	1 2 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者 1 3 三 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。) 1 (役員の誠実義務等) 第37条 役員は、法令、規約及び使用細則その他細則(以下「使用細則等」という。)並びに総等)会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。		の 1 2 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 の 1 3 三 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。) 37 1 (役員の誠実義務等) 第37条 役員は、法令、規約及び使用細則その他細則(以下「使用細則等」という。)並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。
35 2	2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。	35 2 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。 2 2 2 2 2 2 2 2 2	35 2 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。	37 2 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。	37 2 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。	37 2 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。 37 37の 1	2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。 (利益相反取引の防止) 第37条の2 役員は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開防止示し、その承認を受けなければならない。 1 1 役員が自己又は第三者のために管理組合と取引をしようとするとき。	37 2 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。 37 1 (利益相反取引の防止) (利益相反取引の防止) (利益相反取引の 37の 37の 37の 37の 37の 37の 37の 37の 37の 37	2 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。
(理事長) 36 1	(理事長) 第36条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂 行する。	36 1 (理事長) (理事長) (理事長) 第36条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。	36 1 (理事長) 第36条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂 行する。	38 1 (理事長) 第38条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂 行する。	38 1 (理事長) 第38条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂 行する。	2 37の 1 2 二 管理組合が役員以外の者との間において管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。 37の 2 2 37の	1 2 二 管理組合が役員以外の者との間において管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。 1 (理事長) 第38条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。	2 37の 1 2 二管理組合が役員以外の者との間において管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。 37 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	の 1 2 二 管理組合が役員以外の者との間において管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。 38 1 (理事長) 第38条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。
36 1 1 36 1 2 36 2 36 3	1 一 規約、使用細則又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項 2 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。	36 1 1 一規約、使用細則又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項 36 1 2 二理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。 36 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 36 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。	36 1 1 一 規約、使用細則又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項 36 1 2 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。 36 2 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 36 3 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。	38 1 1 一 規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項 38 1 2 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。 38 2 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 38 3 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。	38 1 1 一 規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた 事項 38 1 2 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。	38 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行 38 に関する報告をしなければならない。	1 1 一規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項 1 2 二理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。	38 1 1 一規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項 38 1 2 二理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。 38 2 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 38 3 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。	38 1 1 一規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項 38 1 2 二理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。 38 2 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 38 3 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。
(副理事長) 37 1	4 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 (副理事長)	36 4 4 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 37 1 (副理事長) (副理事長)	36 4 4 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 37 1 (副理事長)	38 4 4 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 39 1 (副理事長) (副理事長)	38 4 4 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 39 1 (副理事長) (副理事長)	38 5 5 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 38	4 理事長は、○か月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 5 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 6 管理組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事又は理事長以外の理事が管理組合を代表する。 1 (副理事長)	38 4 4 理事長は、○か月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 38 5 5 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 38 6 6 管理組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この 場合においては、監事又は理事長以外の理事が管理組合を代表する。 1 (副理事長) 39 1 (副理事長) (副理事長)	 4 理事長は、○か月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 5 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。 6 管理組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事又は理事長以外の理事が管理組合を代表する。 (副理事長)
(理事) 38 1	第37条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 (理事) 第38条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。	第37条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 (理事) 第38条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。	第37条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。 38 1 (理事) (理事) 第38条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。	第39条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。 40 1 (理事) (理事) 第40条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。	第39条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。 40 1 (理事) 第40条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。	第39条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。 (理事) 40 1 (理事) (理事) 第40条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。 (40 2 2 理事は、管理組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。	第39条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。 (理事) 第40条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。 2 理事は、管理組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。	第39条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。 (理事) (理事) (理事) 第40条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。 (理事) 40 2 2 理事は、管理組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。	# 第39条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。 1
(監事) 38 2 39 1	2 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。 (監事) 第39条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。	38 2 2 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。 39 1 (監事) 第39条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。	38 2 2 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。 39 1 (監事)	40 2 2 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。 41 1 (監事) 第41条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。	40 2 2 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。	40 3 3 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。 40 41 1 (監事) (監事) (監事) 第41条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。 2 監事は、いつでも、理事及び第38条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。 41	3 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。 1 (監事) 第41条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。 2 監事は、いつでも、理事及び第38条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。	40 3 3 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。 事) 41 1 (監事) 第41条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。 2 監事は、いつでも、理事及び第38条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。	40 3 3 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。 41 1 (監事) 第41条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。 2 監事は、いつでも、理事及び第38条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。
39 2	 2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。 	39 2 2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 39 3 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。	39 2 2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 39 3 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。	41 2 2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 41 3 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。	41 2 2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 41 3 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。	41 3	 3 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、規約、使用細則等、総会の決議若しくは理事会の決議に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会 	41 3	3 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 41 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、規約、使用細則等、総会の決議若しくは理事会の決議に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。 6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会
(総会) 40 1	(総会) 第40条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。	40 1 (総会) 第40条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。 (総会)	40 1 (総会) (総会) (総会) 第40条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。	42 1 (総会) (総会) 第42条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。 (総会)	42 1 (総会) 第42条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。 (総会)	41 6 の 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるとさは、理事技に対し、理事会の招集を請求することができる。 41 7 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。 42 1 (総会) 第42条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。 (総会) 42	の招集を請求することができる。 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。 1 (総会) 第42条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。	41 6 の招集を請求することができる。	日 6 監事は、前項に規定する場合において、必要があるとさは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。 (総会) 第42条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。
40 2 40 3 40 4 40 5 (初集主法) 41 1	2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2か月以内に招集しなければならない。 4 理事長は、必要と認める場合においては、理事会の決議を経て、何時でも臨時総会を招集することができる。 5 総会の議長は、理事長が務める。	40 2 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。 40 3 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2ヶ月以内に招集しなければならない。 40 4 理事長は、必要と認める場合においては、理事会の決議を経て、何時でも臨時総会を招集することができる。 40 5 6 41 1	40 2 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。 40 3 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2ヶ月以内に招集しなければならない。 40 4 4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。 40 5 5 総会の議長は、理事長が務める。	42 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。 42 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2ケ月以内に招集しなければならない。 42 4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。 42 5 総会の議長は、理事長が務める。	42 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。 42 3 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2ケ月以内に招集しなければならない。 42 4 4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。 42 5 6 総会の議長は、理事長が務める。	42 3 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2か月以内に招集しなければならない。 42 42 4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。 42	2 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2か月以内に招集しなければならない。 4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。 5 総会の議長は、理事長が務める。 (切集五法)	42 2 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。 42 3 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2か月以内に招集しなければならない。 42 4 4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。 42 5 5 総会の議長は、理事長が務める。	42 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。 42 3 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2か月以内に招集しなければならない。 42 4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。 42 5 5 総会の議長は、理事長が務める。 42 1 (切集手簿)
41 2	第41条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を組合員に通知しなければならない。 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をした宛先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の住戸部分の所在地宛に発するものとする。	第41条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をした宛先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の住戸部分の所在地宛に発するものとする。	第41条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。	第43条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前(会議の目的が建替え決議であるときは2か月前)までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。	第43条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前(会議の目的が建替え決議であるときは2か月前)までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。	#3 1 第43条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは2か月前)までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。 #3 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。	第43条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは2か月前)までに、会議の日時、場所(WEB会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法)及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。	第43条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは2か月前)までに、会議の日時、場所(WEB会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法)及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。	第43条総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前(会議の目的がマンション再生等に係る決議であるときは2か月前)までに、会議の日時、場所(WEB会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法)、目的及び議案の要領を示して、組合員に通知を発しなければならない。 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとし、組合員から第31条の3第1項の届出があったときは、その届出がされた国内管理人あてに、第67
41 4	3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に 掲示することをもって、これに代えることができる。 4 第1項にかかわらず、緊急を要する場合においては、理事長は、理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。	41 3 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、 その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。	41 3 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、 その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。 41 4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第45条第3項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議又は同条第4項の建替え決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。	43 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、 その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。 43 4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第47条第3項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議又は建替え決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。	43 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、 その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。 4 第1項の通知をする場合において、会議の日的が第47条第3項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議又は建替え決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。	43 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、 その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。 4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第47条第3項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議又は建替え決議若しくはマンション敷地売却決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。	3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、 その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。 4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第47条第3項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議又は建替え決議若しくはマンション敷地売却決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。	その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。 43 4 4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第47条第3項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議又は建替え決議若しくはマンション敷地売却決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。	条の4第3項の届出があったときは、その届出がされた所有者不明専有部分管理人あてに発するものとする。 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。 4 会議の目的が敷地及び共用部分等の変更又はこれに伴って必要となる専有部分の保存行為等の実施に係る決議である場合において、区分所有法第17条第5項の規定に基づき、第47条第4項の規定により議事を決しようとするときは、第1項に定める事項のほか、その旨及び同条第4項第一号イ又は口に該当する理由をも通知しなければならない。
				 43 5 会議の目的が建替え決議であるときは、前項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。 43 5 1 一 建替えを必要とする理由 43 5 2 二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳 	43 5 5 会議の目的が建替え決議であるときは、前項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。 43 5 1 一 建替えを必要とする理由 43 5 2 二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳	43 5 5 会議の目的が建替え決議であるときは、前項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。 43 43 5 1 一 建替えを必要とする理由 43 5 2 二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳 43	5 会議の目的が建替え決議であるときは、前項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。 5 1 一建替えを必要とする理由 5 2 二建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳	43 5 5 会議の目的が建替え決議であるときは、前項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。 43 5 1 一 建替えを必要とする理由 43 5 2 二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内訳	5 会議の目的がマンション再生等に係る決議であるときは、第1項に定める事項のほか、次の事項をも通知しなければならない。
				43 5 3 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当該計画の内容 43 5 4 四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額	43 5 3 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当該計画の内容 43 5 4 四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額	43 6 6 会議の目的がマンション敷地売却決議であるときは、第4項に定める議案の要領のほか、次 の事項を通知しなければならない。	 5 3 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当該計画の内容 5 4 四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額 6 合会議の目的がマンション敷地売却決議であるときは、第4項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。 6 1 一 売却を必要とする理由 	43 5 4 四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額	13 5 3 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当該計画の内容 13 5 4 四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額 13 5 五 建物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれかの事由に該当し、第47条第5項ただし書又は第6項ただし書の規定により決議を行おうとするときは、その旨及びその事由
							6 2 二次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イマンションが円滑化法第102条第2項第1号に該当するとして同条第1項の認定(以下「特定要除却認定」という。)を受けている場合 次に掲げる事項 (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修又はマンションの建替えをしない理由 (2)(1)の耐震改修に要する費用の概算額	43 6 2 二次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イマンションが円滑化法第102条第2項第1号に該当するとして同条第1項の認定(以下「特定要除却認定」という。)を受けている場合 次に掲げる事項 (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修又はマンションの建替えをしない理由 (2)(1)の耐震改修に要する費用の概算額	
							ロマンションが円滑化法第102条第2項第2号に該当するとして特定要除却認定を受けている 場合 かに掲げる事項 (1) 火災に対する安全性の向上を目的とした改修又はマンションの建替えをしない理由 (2) (1) の改修に要する費用の概算額 ハマンションが同項第3号に該当するとして特定要除却認定を受けている場合 次に掲げる事項 (1) 外壁等の剝離及び落下の防止を目的とした改修又はマンションの建替えをしない理由	ロマンションが円滑化法第102条第2項第2号に該当するとして特定要除却認定を受けている 場合 ※に掲げる事項 (1) 火災に対する安全性の向上を目的とした改修又はマンションの建替えをしない理由 (2) (1)の改修に要する費用の概算額 ハマンションが同項第3号に該当するとして特定要除却認定を受けている場合 次に掲げる事項 (1) 外壁等の剝離及び落下の防止を目的とした改修又はマンションの建替えをしない理由	
				43 6 建替え決議を目的とする総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当 該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなけれ ばならない。	43 6 建替え決議を目的とする総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当 該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなけれ ばならない。	48 6 3 三 耐震改修に要する費用の概算額 43 7 建替え決議又はマンション敷地売却決議を目的とする総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。	(2) (1) の改修に要する費用の概算額 7	(2) (1) の改修に要する費用の概算額 7 建替え決議又はマンション敷地売却決議を目的とする総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。	6 マンション再生等に係る決議を目的とする総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。
(組合員の総会招集 42 1 権)	第42条 組合員が組合員総数の4分の1以上及び第44条第1項に定める議決権総数の4分の1権)	第42条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第44条第1項に定める議決権総数の5分の1 権)	第42条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第44条第1項に定める議決権総数の5分の1 権)	第44条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第46条第1項に定める議決権総数の5分の1権)	43 7 7 第45条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。	43 8 第45条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。 43 43 9 9 第1項(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときを除く。) にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。 43 44 1 (組合員の総会招集権) (組合員の総会招集権) 第44条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第46条第1項に定める議決権総数の5分の1権) 権)	8 第45条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。 9 第1項(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときを除く。)にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。 1 (組合員の総会招集権) 第44条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第46条第1項に定める議決権総数の5分の権)	43 8 8 第45条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。 43 9 9 第1項(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときを除く。)にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。 合員の総会招集 44 1 (組合員の総会招集権) 第44条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第46条第1項に定める議決権総数の5分の権)	13 7 7 第45条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。 13 8 8 第1項(会議の目的がマンション再生等に係る決議であるときを除く。) にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、1週間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。 14 1 (組合員の総会招集権) 第44条組合員が組合員総数及び第46条第1項に定める議決権総数の各5分の1以上に当た
42 2 42 3	以上にあたる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合において、理事長は、その請求のあった日から1カ月以内に臨時総会を開催しなければならない。 2 前項の場合においては、第40条第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員(書面	以上にあたる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合において、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。 42 2 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。 42 3 3 前2項により招集された臨時総会においては、第40条第5項にかかわらず、議長は、総会に	以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。 42 2 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。 3 前2項により招集された臨時総会においては、第40条第5項にかかわらず、議長は、総会に	以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日(会議の目的が建替え決議であるときは、2か月と2週間以内の日)を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]	以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日(会議の目的が建替え決議であるときは、2か月と2週間以内の日)を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]	以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは、2か月と2週間以内の日)を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。 44 2 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。 44 3 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] 44	1以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは、2か月と2週間以内の日)を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]	44 3 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]	る組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日(会議の目的がマンション再生等に係る決議であるときは、2か月と2週間以内の日)を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]
	又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員のなかから選任する。	出席した組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員のなかから選任する。	出席した組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数を もって、組合員の中から選任する。	(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に 出席した組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数を もって、組合員の中から選任する。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に 出席した組合員(書面、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の 技術を利用する方法であって次項に定めるものをいう。以下同じ。)又は代理人によって議決権	(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員(書面、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次項に定めるものをいう。以下同じ。)又は代理人によって議決権	(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。 44 3 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員(書面、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次項に定めるものをいう。以下同じ。)又は代理人によって議決権	(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に 出席した組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数を もって、組合員の中から選任する。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に 出席した組合員(書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決 権の過半数をもって、組合員の中から選任する。	(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に 出席した組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数を もって、組合員の中から選任する。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に 出席した組合員(書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決 権の過半数をもって、組合員の中から選任する。	(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に 出席した組合員(書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決権の過半数を もって、組合員の中から選任する。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条第5項にかかわらず、議長は、総会に 出席した組合員(書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者を含む。)の議決 権の過半数をもって、組合員の中から選任する。
				 を行使する者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。 4 前項の電磁的方法は、次に掲げる方法によるものとする。 4 1 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの 4 2 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの(以下「電磁的記録」という。)を交付する方法 	を行使する者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。 4 前項の電磁的方法は、次に掲げる方法によるものとする。 4 1 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの 4 2 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの(以下「電磁的記録」という。)を交付する方法	 を行使する者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。 4 前項の電磁的方法は、次に掲げる方法によるものとする。 4 1 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの 4 2 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの(以下「電磁的記録」という。)を交付する方 			
(出席資格) 43 1	(出席資格) 第43条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。	43 1 (出席資格) (出席資格) 43 2 (出席資格) 第43条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。 (出席資格) 43 2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。	43 1 (出席資格) 第43条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。 43 2 2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。	45 1	45 1 (出席資格) (出席資格) (出席資格) (出席資格) (出席資格) (出席資格) (出席資格) (日本資格) (出席資格) (日本資格) (日本資格	2 (出席資格)	1 (出席資格) 第45条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。 2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する 場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見 を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。	出席資格) 45 1 (出席資格) (出席預格) (出席資格) (出席預格) (出	45 1 (出席資格) 第45条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる。 2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する 場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。
(議決権) 44 1 44 2 44 3 44 4	(議決権) 第44条 組合員は、その所有する住戸1戸につき各1個の議決権を有する。 2 住戸1戸につき2以上の組合員が存在する場合のこれらの者の議決権の行使については、あわせて一の組合員とみなす。 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。 4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。	44 1 (議決権) (議決権) 第44条 組合員は、その所有する住戸1戸につき各1個の議決権を有する。 2 住戸1戸につき2以上の組合員が存在する場合のこれらの者の議決権の行使については、あわせて一の組合員とみなす。 44 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。 4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。	441(議決権)第44条 各組合員の議決権の割合は、別表第5に掲げるとおりとする。2 住戸1戸につき2以上の組合員が存在する場合のこれらの者の議決権の行使については、あわせて一の組合員とみなす。4433 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。444 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。	461(議決権)第46条 各組合員の議決権の割合は、別表第5に掲げるとおりとする。2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。463 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。464 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。	461(議決権)第46条 各組合員の議決権の割合は、別表第5に掲げるとおりとする。4622 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。4633 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。4644 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。	をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。	1 (議決権) 第46条 各組合員の議決権の割合は、別表第5に掲げるとおりとする。 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。 4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。	46 3 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名 をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。 46	46 1 (議決権) 第46条 各組合員の議決権の割合は、別表第5に掲げるとおりとする。 46 2 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。 46 3 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。 46 4 4 議決権は、書面又は代理人によって行使することができる。
44 5	5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、その総合員と同居する者、他の組合員若しくはその組合員と同居する者又はその組合員の住戸を借り受けた者でなければならない。	44 5 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、その組合員と同居する者、他の組合員若しくはその組合員と同居する者又はその組合員の住戸を借り、受けた者でなければならない。	44 5 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、その組合員と同居する者、他の組合員若しくはその組合員と同居する者又はその組合員の住戸を借り受けた者でなければならない。	46 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		46 5 1 一 その組合員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等の親族 46	5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければならない。 5 1 一 その組合員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等の親族 5 2 二 その組合員の住戸に同居する親族	46 5 1 一 その組合員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等の親族 46 5 2 二 その組合員の住戸に同居する親族	46 5 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければならない。 46 5 1 一 その組合員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等の親族 46 5 2 二 その組合員の住戸に同居する親族
44 6	6 代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。	44 6 6 代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。	44 6 代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。	46 6 代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。	46 5 5 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。		5 3 三 他の組合員 6 6 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。	46 6 6 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。	1653三他の組合員1654四国内管理人166代理人により議決権を行使しようとする場合において、組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。1677所有者不明専有部分管理人は、組合員に代わって議決権を行使することができる。この場合において、所有者不明専有部分管理人は、その資格を有することを証する書面の写しを理事長に提出しなければならない。
				 「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし) (イ)電磁的方法が利用可能な場合 租合員は、第4項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。 	 (※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし) (イ)電磁的方法が利用可能な場合 組合員は、第4項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。 	46 46 (次管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] 46 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし) (イ)電磁的方法が利用可能な場合 7 組合員は、第4項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使 することができる。 46 46 46 46 46 46 46 4	 (※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし) (イ)電磁的方法が利用可能な場合 7組合員は、第4項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。 8組合員又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することがで 	46 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし) (イ)電磁的方法が利用可能な場合 7 組合員は、第4項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。 8 組合員又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することがで	 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (規定なし) (イ)電磁的方法が利用可能な場合 8 議決権の行使は、第4項の書面によるものに代えて、電磁的方法によってすることができる。 9 9 組合員又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することがで
(総会の会議及び議 45 1 事)	(総会の会議及び議事) 第45条 総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席し事) なければならない。	「議 45 1 (総会の会議及び議事) 第45条 総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席し なければならない。	45 1 (総会の会議及び議事) 第45条 総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席し事) なければならない。	47 1 (総会の会議及び議事) (総会の会議及び議事) 第47条 総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席し事) なければならない。	 3 (総会の会議及び議事) 第47条 総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。 	47 1 (総会の会議及び議事) (総会の会議及び議事) 第47条 総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席し事) なければならない。	1 (総会の会議及び議事) 第47条 総会の会議(WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む。) は、前条第1項に 定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。	会の会議及び議 47 1 (総会の会議及び議事) (総会の会議及び議事) (総会の会議及び議事)	10 10 所有者不明専有部分管理人は、第7項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することができる。
45 2 45 3 45 3 1	2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で決する。 1 一 規約の変更	45 2 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。 45 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上で決する。 45 3 1 一規約の変更	45 2 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。 45 3 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で決する。 45 3 1 一 規約の変更	47 2 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。 47 3 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上で決する。 47 3 1 一 規約の制定、変更又は廃止	47 2 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。 47 3 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上で決する。 47 3 1 一 規約の制定、変更又は廃止	47 2 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。 47 47 3 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上で決する。 47 47 3 1 一規約の制定、変更又は廃止 47	2 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で決する。 3 1 一規約の制定、変更又は廃止	47 3 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以 上及び議決権総数の4分の3以上で決する。	47 2 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。 47 3 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前2項にかかわらず、組合員総数の過半数であって議決権総数の過半数を有する組合員の出席を要し、出席組合員及びその議決権の各4分の3以上で決する。 47 3 1 一規約の制定、変更又は廃止
45 3 2 45 3 3 45 3 4 45 3 5	2 二 敷地及び共用部分等の変更又は処分 3 4 5 三 その他総会において本項の方法により決議することとした事項	45 3 2 二 敷地及び共用部分等の変更(改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。)又は処分 45 3 3 三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起 45 3 4 四 建物の価格の2分の1を超える部分が減失した場合の減失した共用部分の復旧 45 3 5 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項	45 3 2 二 敷地及び共用部分等の変更(改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。) 45 3 3 三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起 45 3 4 四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 45 3 5 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項	47 3 2 二 敷地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。) 47 3 3 三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起 47 3 4 四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 47 3 5 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項	47 3 2 二 敷地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。) 47 3 3 三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起 47 3 4 四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 47 3 5 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項	47 3 4 四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 47	3 2 二 敷地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。) 3 3 三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起 3 4 四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 3 5 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項	47 3 3 三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起 47 3 4 四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧	47 3 2 二 敷地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第25条第2項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。) 47 3 3 三 前号の敷地及び共用部分等の変更に伴って必要となる専有部分の保存行為等 47 3 4 四 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起 47 3 5 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項
									4 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前3項にかかわらず、組合員総数の過半数であって議決権総数の過半数を有する組合員の出席を要し、出席組合員及びその議決権の各3分の2以上で決する。 17 4 1 一敷地及び共用部分等の変更のうち、次に掲げるもの イ敷地及び共用部分等の設置又は保存に瑕疵があることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合におけるその瑕疵の除去に関して
		45 4 4 区分所有法第62条第1項の建替え決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上	45 4 4 区分所有法第62条第1項の建替え決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上	47 4 建替え決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上及び議決権総数の5分の4	47 4 建替え決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上及び議決権総数の5分の4	47 4 4 建替え決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上及び議決権総数の5分の4 47	4 4 建替え決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上及び議決権総数の5分の4		ロ 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるために必要となるもの
		及び決議権総数の5分の4以上で行う。	及び議決権総数の5分の4以上で行う。	以上で行う。	以上で行う。	以上で行う。 47 5 5 マンション敷地売却決議は、第2項にかかわらず、組合員総数、議決権総数及び敷地利用 47 権の持分の価格の各5分の4以上で行う。	以上で行う。 5 マンション敷地売却決議は、第2項にかかわらず、組合員総数、議決権総数及び敷地利用 権の持分の価格の各5分の4以上で行う。	47 5 5 マンション敷地売却決議は、第2項にかかわらず、組合員総数、議決権総数及び敷地利用 権の持分の価格の各5分の4以上で行う。	にかかわらず、組合員総数及び議決権総数の各5分の4以上で行う。ただし、建物が区分所有 法第62条第2項各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、組合員総数及び議決権総 数の各4分の3以上で行う。 6 マンション再生等に係る決議のうち、建物敷地売却決議又は建物取壊し敷地売却決議は、 第2項にかかわらず、組合員総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の価格の各5分の4以 上で行う。ただし、建物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれかの事由に該当する 場合は、組合員総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の価格の各4分の3以上で行う。
45 4	4 前3項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。	45 5 前4項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。	5 前4項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。	47 5 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 5 前4項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。 47 5 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 5 前4項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出	47 5 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 5 前4項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。	47 5 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] 47 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 6 前5項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。 47 6 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 6 前5項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出	5 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 6 前5項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 6 前5項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出	47 5 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 6 前5項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。	 「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 7前6項の場合において、組合員が書面又は代理人によって議決権を行使したときは、当該組合員の数は出席した組合員の数に、当該議決権の数は出席した組合員の議決権の数に、それぞれ算入する。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 7前6項の場合において、組合員が書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使したと
45 6 45 7	5 第3項第二号において、敷地及び共用部分等の変更及び処分が、専有部分又は専用使用	45 6 6 第3項第一号において、規約の変更が一部の組合の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 45 7 7 第3項第二号において、敷地及び共用部分等の変更又は処分が、専有部分又は専用使用	45 6 第3項第一号において、規約の変更が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 45 7 第3項第二号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使	席組合員とみなす。 47 6 6 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 47 7 第3項第二号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使	席組合員とみなす。 47 6 6 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 47 7 7 第3項第二号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使	「麻組合員とみなす。 「麻組合員とみなす。 「不知の知名員とみなす。 「不知の知名員の権利に特別の影響を 「本のできる。」 「本のできる。」 「本のできる。」 「本のできる。」 「本のできる。」 「本のできる。」 「本ののできる。」 「本のできる。」 「本のできる。」 「本ののできる。」 「本ののできる。」 「本ののできる。」 「本のできる。」	席組合員とみなす。 7 7 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 8 第3項第二号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使	「麻組合員とみなす。	きは、当該組合員の数は出席した組合員の数に、当該議決権の数は出席した組合員の議決権の数に、それぞれ算入する。 8 前7項の適用については、所有者不明専有部分管理人は、組合員とみなす。 9 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 10 第3項第二号及び第4項第一号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は
45 8 45 9	部分の使用に特別の影響を及ぼすときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 6 総会においては、第41条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる	部分の使用に特別の影響を及ぼすときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを否定してはならない。 8 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。 9 総会においては、第41条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。	用に特別の影響を及ぼすときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 8 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。 9 総会においては、第41条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる	用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 8 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。 9 総会においては、第43条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる	用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 8 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。 9 総会においては、第43条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる	用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 9 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。 10 総会においては、第43条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。	用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 9 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。 10 総会においては、第43条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる	用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 9 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。 10 総会においては、第43条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。	専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又は その専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。 11 第3項第四号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、 弁明する機会を与えなければならない。 12 総会においては、第43条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。
(議決事項) 46 1 1 46 1 2 46 1 3	(議決事項) (議決事項) 第46条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。 1 一 収支決算及び事業報告 2 二 収支予算及び事業計画 3 三 管理費等及び専用使用料の額並びに賦課徴収方法	46 1 (議決事項) 第46条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。 46 1 1 一 収支決算及び事業報告 46 1 3 三 管理費等及び専用使用料の額並びに賦課徴収方法	46 1 (議決事項) 第46条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。 46 1 1 一 収支決算及び事業報告 46 1 2 二 収支予算及び事業計画 46 1 3 三 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法	48 1 (議決事項) 第48条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。 48 1 1 一 収支決算及び事業報告 48 1 2 二 収支予算及び事業計画 48 1 3 三 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法	48 1 (議決事項) 第48条次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。 48 1 1 一収支決算及び事業報告 48 1 2 二収支予算及び事業計画 48 1 3 三管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法		1 (議決事項) (議決事項) (議議 第48条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。 1 1 一 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止 1 2 二 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法 1 3 三 収支決算及び事業報告	48 1 2 二、役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法 48 1 3 三 収支決算及び事業報告	1
46 1 4	4 四 規約の変更及び使用細則の制定又は変更 5 五 第26条第2項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修 繕積立金の取崩し	46 1 4 四 規約の変更及び使用細則の制定又は変更 46 1 5 五 第26条第2項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し	46 1 4 四 規約の変更及び使用細則の制定又は変更 46 1 5 五 長期修繕計画の作成又は変更 46 1 6 六 第27条第2項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し	48 1 4 四 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止 48 1 5 五 長期修繕計画の作成又は変更 48 1 6 六 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための-資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し 48 1 7 七 第28条第2項に定める建物の建替えに係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し 48 1 8 八 修繕積立金の保管及び運用方法	48 1 4 四 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止 48 1 5 五 長期修繕計画の作成又は変更 48 1 6 六 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し 48 1 7 七 第28条第2項に定める建物の建替えに係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し 48 1 8 八 修繕積立金の保管及び運用方法	48 1 5 五 長期修繕計画の作成又は変更 48 48 1 6 六 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し 48	1 4 四 収支予算及び事業計画 1 5 五 長期修繕計画の作成又は変更 1 6 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法 1 7 七 修繕積立金の保管及び運用方法	48 1 5 五長期修繕計画の作成又は変更 48 1 6 六管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法	48 1 4 四 収支予算及び事業計画 48 1 5 五 長期修繕計画の作成又は変更 48 1 6 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法 48 1 7 七 修繕積立金の保管及び運用方法
		46 1 6 六 区分所有法第57条第2項及び前条第3項第三号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起	46 1 7 七 第21条第2項に定める管理の実施 46 1 8 八 区分所有法第57条第2項及び前条第3項第三号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起	48 1 8 八 修暦傾立並の保官及び連用方法 48 1 9 九 第21条第2項に定める管理の実施 48 1 10 十 区分所有法第57条第2項及び前条第3項第三号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起	48 1 9 九 第21条第2項に定める管理の実施 48 1 10 十 区分所有法第57条第2項及び前条第3項第三号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起	48	1 8 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の申請、同法第5条の6第1項に基づく管理計画の認定の更新の申請及び同法第5条の7第1項に基づく管理計画の変更の認定の申請 9 九 第21条第2項に定める管理の実施 1 10 十 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修	48 1 9 九 第21条第2項に定める管理の実施	48 1 8 八 第16条第2項に定める敷地及び共用部分等の第三者の使用 48 1 9 九 第21条第2項に定める管理の実施 48 1 10 十 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修
46 1 6	6 六 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法	46 1 7 七 建物の一部が減失した場合の減失した共用部分の復旧 46 1 8 八 区分所有法第62条第1項の場合の建替え 46 1 9 九 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法	46 1 9 九 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 46 1 10 十 区分所有法第62条第1項の場合の建替え 46 1 11 十一 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法	48 1 11 十一 建物の一部が減失した場合の減失した共用部分の復旧 48 1 12 十二 区分所有法第62条第1項の場合の建替え 48 1 13 十三 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法	48 1 11 十一 建物の一部が減失した場合の減失した共用部分の復旧 48 1 12 十二 区分所有法第62条第1項の場合の建替え 48 1 13 十三 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法	48 1 11 十一 建物の一部が減失した場合の減失した共用部分の復旧 48 48 1 12 十二 区分所有法第62条第1項の場合の建替え及び円滑化法第108条第1項の場合のマンション敷地売却 48 48 1 13 十三 役員の選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法	 繕積立金の取崩し 1 11 十一 区分所有法第57条第2項及び前条第3項第三号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任 1 12 十二 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 	起すべき者の選任	248 1 11 十一 区分所有法第57条第2項及び前条第3項 <mark>第四号</mark> の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任 12 十二 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧 12 12 13 14 15 15 15 16 16 17 17 18 19 19 19 19 19 19 19
46 1 7 46 1 8	7 七 組合管理部分に関する管理業務委託契約の締結 8 八 その他管理組合の業務に関する重要事項	46 1 10 + 組合管理部分に関する管理業務委託契約の締結 46 1 11 +ー その他管理組合の業務に関する重要事項		48 1 14 十四 組合管理部分に関する管理委託契約の締結 48 1 15 十五 その他管理組合の業務に関する重要事項	48 1 14 十四 組合管理部分に関する管理委託契約の締結 48 1 15 十五 その他管理組合の業務に関する重要事項	48 1 14 十四 組合管理部分に関する管理委託契約の締結 48	1 13 十三 円滑化法第102条第1項に基づく除却の必要性に係る認定の申請 1 14 十四 区分所有法第62条第1項の場合の建替え及び円滑化法第108条第1項の場合のマンション敷地売却 1 15 十五 第28条第2項及び第3項に定める建替え等に係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し	48 1 14 十四 区分所有法第62条第1項の場合の建替え及び円滑化法第108条第1項の場合のマンション敷地売却 48 1 15 十五 第28条第2項及び第3項に定める建替え等に係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し	1 13 十三 円滑化法第163条の56第1項に基づく除却等の必要性に係る認定の申請 18 1 14 十四 区分所有法第62条第1項の場合の建替え、区分所有法第64条の5第1項の場合の建物の更新、区分所有法第64条の6第1項の場合の建物敷地売却、区分所有法第64条の7第1項の場合の建物取壊し敷地売却及び区分所有法第64条の8第1項の場合の取壊し 18 1 15 十五 第28条第2項に定めるマンション再生等に係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し
	(総会の決議に代る書面による合意) 第47条 規約により総会において決議すべきものとされた事項について、組合員全員の書面による合意による合意があるときは、総会の決議があったものとみなす。		47 1 (総会の決議に代わる書面による合意) 第47条 規約により総会において決議すべきものとされた事項について、組合員全員の書面に よる合意があるときは、総会の決議があったものとみなす。				16 十六 組合管理部分に関する管理委託契約の締結 17 十七 その他管理組合の業務に関する重要事項	16 十六 組合管理部分に関する管理委託契約の締結 17 十七 その他管理組合の業務に関する重要事項	48 1 16 十六 適正化法に基づく管理計画の認定、認定の更新及び変更の認定の申請 48 1 17 十七 組合管理部分に関する管理委託契約の締結 48 1 18 十八 その他管理組合の業務に関する重要事項
(議事録の作成、保 48 1 管等) 48 2				49 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (議事録の作成、保管等) (議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。 49 2 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総	R 49 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (議事録の作成、保管等) (議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。 49 2 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総	49 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (議事録の作成、保 49 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。 49 2 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総 49	1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (漢語 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。 2 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総	事録の作成、保	19 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。 19 2 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総
3 3 3	2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した理事がこれに署名押印しなければならない。 3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	48 2 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した理事がこれに署名押印しなければならない。 48 3 3 理事長は、議事録及び前条の書面を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 48 4 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録及び前条の書面の保管場所を掲示しなければならない。	2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した理事がこれに署名押印しなければならない。 3 理事長は、議事録及び前条の書面を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録及び前条の書面の保管場所を掲示しなければならない。	2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。 3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。	2 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。 3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 49 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。	49 2 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。 48 49 3 3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 49 49 4 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。 49	2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名しなければならない。 3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。	会に出席した組合員がこれに署名しなければならない。 3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。 (総会資料の保管 49の 1 (総会資料の保管等)	会に出席した組合員がこれに署名しなければならない。 3 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 4 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。 (総会資料の保管等)
			(書面による決議)	50 1 (書面による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による	50 1 (書面による決議) (書面による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による	50 1 (書面による決議) (書面による決議) (書面による決議) 50 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。 50 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による 50	1 (書面による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による	2 第49条の2 理事長は、議案書及び付随する資料を保管し、組合員又は利害関係人の理由を 等) 2 付した書面による請求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 (書面による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による !	第49条の2 理事長は、議案書及び付随する資料を保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 (書面による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による
			(議事録の作成、保	503合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。503規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。504前条第3項及び第4項の規定は、書面による決議に係る書面について準用する。-14-505総会に関する規定は、書面による決議について準用する。491(イ)電磁的方法が利用可能な場合	合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。		合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。 4 前条第3項及び第4項の規定は、書面による決議に係る書面について準用する。 5 総会に関する規定は、書面による決議について準用する。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (議事	決議と同一の効力を有する。 50 4 4 前条第3項及び第4項の規定は、書面による決議に係る書面について準用する。	合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。
			管等)	(議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。 49 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に	(議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名押印しなければならない。 49 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に	(議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。 49 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。	(議事録の作成、保管等) 第49条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名しなければならない。 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に	(議事録の作成、保管等) 第49条総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。 49 3 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名しなければならない。	(議事録の作成、保管等) 第49条総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名しなければならない。 49 4 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に
				記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲	記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲	記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲	記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲	記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲	記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲
				覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 49 5 6 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。	覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 49 5 6 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。	覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 6 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。 (総 等)	会資料の保管 49の 1 (総会資料の保管等)	覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。ただし、議事録が電磁的記録で作成されているときには、組合員又は利害関係人からの求めがある場合に閲覧に代えて、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。 6 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。 の 1 (総会資料の保管等) 第49条の2 理事長は、議案書及び付随する資料を書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日
			(書面又は電磁的方法による決議)	50 1 (書面又は電磁的方法による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるとき は、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係 る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内	内 50 1 (書面又は電磁的方法による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容	50 1 (書面又は電磁的方法による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容	1 (書面又は電磁的方法による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるとき は、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る 組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容	特、場所等を指定することができる。	時、場所等を指定することができる。 2 電磁的記録により作成された議案書及び付随する資料の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。 (書面又は電磁的方法による決議) 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容
				容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	502を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。5021 項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。502一 第44条第4項各号に定める電磁的方法のうち、送信者が使用するもの502二 ファイルへの記録の方式503規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。	50 2 2 前項の電磁的方法による承諾を得なければならない。 50 50 2 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 50 50 2 一 第44条第4項各号に定める電磁的方法のうち、送信者が使用するもの 50 50 2 二 ファイルへの記録の方式 50 50 3 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。 50	を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 - 第44条第4項各号に定める電磁的方法のうち、送信者が使用するもの こ ファイルへの記録の方式 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。	を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 50 2 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 50 2 一第44条第4項各号に定める電磁的方法のうち、送信者が使用するもの 50 2 二ファイルへの記録の方式 50 3 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は 電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。	を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 第44条第4項各号に定める電磁的方法のうち、送信者が使用するもの ニファイルへの記録の方式 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
(理事会) 49 1	(理事会)	49 1 (理事会)	49 1 (理事会)	50 4	50 4 月	51 1 (理事会) (理事会) 51	4 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による 決議は、総会の決議と同一の効力を有する。 5 前条第5項及び第6項の規定は、書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに第1項 及び第3項の電磁的方法が行われた場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。 6 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。 1 (理事会)	決議は、総会の決議と同一の効力を有する。	50 4 4 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による 決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
49 2	第49条 理事会は、理事をもって構成する。 2 理事会の議長は、理事長が務める。	10 1 (ユチム) 第49条 理事会は、理事をもって構成する。 2 理事会の議長は、理事長が務める。	第49条 理事会は、理事をもって構成する。 2 理事会の議長は、理事長が務める。	第51条 理事会は、理事をもって構成する。 51 2 理事会の議長は、理事長が務める。	第51条 理事会は、理事をもって構成する。 51 2 理事会の議長は、理事長が務める。	第51条 理事会は、理事をもって構成する。 51 2 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。 51 2 1 一規約若しくは使用細則等又は総会の決議により理事会の権限として定められた管理組合の業務執行の決定 51 2 2 二 理事の職務の執行の監督 51 2 3 三 理事長、副理事長及び会計担当理事の選任 51 3 3 理事会の議長は、理事長が務める。	第51条 理事会は、理事をもって構成する。 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。 2 1 一規約若しくは使用細則等又は総会の決議により理事会の権限として定められた管理組合の業務執行の決定 2 2 二理事の職務の執行の監督 2 3 三理事長、副理事長及び会計担当理事の選任及び解任 3 理事会の議長は、理事長が務める。	51 2 1 一規約若しくは使用細則等又は総会の決議により理事会の権限として定められた管理組合の業務執行の決定 ! 51 2 2 二理事の職務の執行の監督 ! 51 2 3 三理事長、副理事長及び会計担当理事の選任及び解任 !	第51条 理事会は、理事をもって構成する。 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。 1 一規約若しくは使用細則等又は総会の決議により理事会の権限として定められた管理組合の業務執行の決定 1 2 2 二理事の職務の執行の監督 1 2 3 三理事長、副理事長及び会計担当理事の選任及び解任 1 3 理事会の議長は、理事長が務める。
(招集) 50 1 50 2	(招集) 第50条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事が○分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合においては、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。	50 1	50 1	52 1	52 1 (招集) (招集) (招集) (招集) (おち2条 理事会は、理事長が招集する。	=0 + (ln#c)	3 3 理事会の議長は、理事長が務める。 1 (招集) 第52条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事が○分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。 3 前項の規定による請求があった日から○日以内に、その請求があった日から○日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。	 51 3 3 理事会の議長は、理事長が務める。 集) 52 1 (招集) 第52条 理事会は、理事長が招集する。 52 2 2 理事が○分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。 52 3 3 前項の規定による請求があった日から○日以内に、その請求があった日から○日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。 	 3 理事会の議長は、理事長が務める。 (招集) 第52条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事が○分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。 3 前項の規定による請求があった日から○日以内に、その請求があった日から○日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
50 3 (理事会の会議及び 51 1 議事)	3 理事会の招集手続については、第41条の規定を準用する。ただし、理事会において別段の 定めをすることができる。 (理事会の会議及び議事) 第51条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出 藤理事の過光数で決する。	50 3 3 理事会の招集手続については、第41条(第4項及び第5項を除く。)の規定を準用する。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。	第51条理 事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出 び議事)	52 3 理事会の招集手続については、第43条(建替え決議を会議の目的とする場合の第1項及び 第4項から第7項までを除く。)の規定を準用する。ただし、理事会において別段の定めをすること ができる。 53 1 (理事会の会議及び議事) 第53条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出 び議事)	52 3 理事会の招集手続については、第43条(建替え決議を会議の目的とする場合の第1項及び 第4項から第7項までを除く。)の規定を準用する。ただし、理事会において別段の定めをすること ができる。 (理事会の会議及び議事) 第53条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出 の選出物で決する。 (理事会の会議な、理事の当数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出 び議事)	52 4 4 理事会の招集手続については、第43条(建替え決議又はマンション敷地売却決議を会議の目的とする場合の第1項及び第4項から第8項までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員」とあるのは「理事及び監事」と、同条第9項中「理事会の承認」とあるのは「理事及び監事の全員の同意」と読み替えるものとする。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。 53 1 (理事会の会議及び議事) (理事会の会議及び議事) (理事会の会議及び議事) (理事会の会議及び議事) (対議事) (対議事) (大田本会の会議を表現事会の会議は、対力の主要を表現した。 (対議事) (対議事) (大田本会の会議を表現を表現した。 (大田本会の会議を表現した。	4 理事会の招集手続については、第43条(建替え決議又はマンション敷地売却決議を会議の目的とする場合の第1項及び第4項から第8項までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員」とあるのは「理事及び監事」と、同条第9項中「理事会の承認」とあるのは「理事及び監事の全員の同意」と読み替えるものとする。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。 1 (理事会の会議及び議事) (理第53条 理事会の会議(WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む。)は、理事の半数 び諦	52 4 4 理事会の招集手続については、第43条(建替え決議又はマンション敷地売却決議を会議の目的とする場合の第1項及び第4項から第8項までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員」とあるのは「理事及び監事」と、同条第9項中「理事会の承認」とあるのは「理事及び監事の全員の同意」と読み替えるものとする。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。	4 理事会の招集手続については、第43条(マンション再生等に係る決議を会議の目的とする場合の第1項及び第5項から第7項までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員」とあるのは「理事及び監事」と、同条第8項中「理事会の承認」とあるのは「理事及び監事の全員の同意」と読み替えるものとする。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。 (理事会の会議及び議事) 第53条 理事会の会議(WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む。)は、理事の半数
51 2	席理事の過半数で決する。 2 議事録については、第48条の規定を準用する。	席理事の過半数で決する。 51 2 2 議事録については、第48条(第4項を除く。)の規定を準用する。	席理事の過半数で決する。 51 2 2 議事録については、第48条(第4項を除く。)の規定を準用する。	席理事の過半数で決する。 53 2 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 2 議事録については、第49条(第4項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第2項中「総	席理事の過半数で決する。 53 2 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 2 議事録については、第49条(第4項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第2項中「総	病理事の過半数で決する。	以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。 2 次条第1項第五号に掲げる事項については、理事の過半数の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議によることができる。 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 4 〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕 (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 4 議事録については、第49条(第4項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第2項中	以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。	以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。 2 次条第1項第五号に掲げる事項については、理事の過半数の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議によることができる。 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 4 議事録については、第49条(第4項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第2項中
(議決事項) 52 1	(議決事項)	52 1 (議決事項) (議決事項)	52 1 (議決事項) (議決事項)	会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。	会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 2 議事録については、第49条(第6項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第3項中「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。 54 1 (議決事項) (議決事項)	会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。	「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 4 議事録については、第49条(第6項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第3項中 「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。 (議決事項)	53 4 「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。	「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとする。 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 4 議事録については、第49条(第6項を除く。)の規定を準用する。ただし、第49条第3項及び 第4項中「総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものとす る。 5 理事会で使用した資料については、第49条の2の規定を準用する。
52 1 1 52 1 2 52 52 52 1 3	第52条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。 1 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 2 二 規約の変更及び使用細則の制定又は変更に関する案 3 三 その他の総会提出議案	52 1 1 第52条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各項に掲げる事項を決議する。 52 1 1 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 52 1 2 二 規約の変更及び使用細則の制定又は変更に関する案 52 1 3 三 その他の総会提出議案	52 1 1 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 52 1 2 二 規約の変更及び使用細則の制定又は変更に関する案 52 1 3 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案 52 1 4 四 その他の総会提出議案	第54条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。 54 1 1 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 54 1 2 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案 54 1 3 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案 54 1 4 四 その他の総会提出議案	第54条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。 54 1 1 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 54 1 2 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案 54 1 3 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案 54 1 4 四 その他の総会提出議案	54 1 2 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案 54 54 1 3 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案 54	第54条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。 1 1 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 1 2 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案 1 3 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案 1 4 四 その他の総会提出議案	54 1 1 一収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 ! 54 1 2 二規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案 ! 54 1 3 三長期修繕計画の作成又は変更に関する案 !	第54条 理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する。 54 1 1 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 54 1 2 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案 54 1 3 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案 54 1 4 四 その他の総会提出議案
,									

				58 3 1 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る 前に支出することがやむを得ないと認められるもの 58 3 2 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であって、第1項	58 3 1 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る 前に支出することがやむを得ないと認められるもの 58 3 2 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であって、第1項	 58 3 1 - 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの 58 3 2 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であって、第1項 	58 3 1 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの 58 3 2 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であって、第1項	58 3 1 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの 58 3 2 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であって、第1項
				の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの 58 4 4 理事長は、前項に定める支出を行ったときは、第1項に定める収支予算案の承認を得るために開催された通常総会において、その内容を報告しなければならない。この場合において、当該支出は、その他の収支予算とともに承認されたものとみなす。	の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの 58 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。 58 5 理事会が第54条第1項第十号の決議をした場合には、理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うことができる。	 の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。 5 理事会が第54条第1項第十号の決議をした場合には、理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うことができる。 	58 4 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。 58 5 5 理事会が第54条第1項第十二号の決議をした場合には、理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うことができる。	 58 4 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。 58 5 5 理事会が第54条第1項第十五号の決議をした場合には、理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うことができる。
(会計報告) 56 1 (会計報告) (会計報告) 第56条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、 (会計報告)	56 1 (会計報告)	告) 56 1 (会計報告) 第56条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、	及告) 59 1 (会計報告) (会計報告) (会計報告) 第59条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、 (会計報告) (会計報	59 1 (会計報告)	58 6 6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。	58 6 6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。 59 1 (会計報告) 第59条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、	58 6 6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。	58 6 6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。 59 1 (会計報告) 第59条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、
 その承認を得なければならない。 (管理費等の徴収) 第57条 管理組合は、第23条に定める管理費等及び第28条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により第59条に定める口座に受け入れることとし、当月分は前月の○日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合においては別に定めるところによる。 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合において、管理組合は、その未払金額について年利○%の遅延損害金を加算して、その組合員に対して請求する。 	 その承認を得なければならない。 (管理費等の徴収) 第57条 管理組合は、第23条に定める管理費等及び第28条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により第59条に定める口座に受け入れることとし、当月分は前月までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合においては別に定めるところによる。 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合において、管理組合は、その未払金額について年利○%の遅延損害金を加算して、その組合員に対して請求する。 	等の徴収) 57 1 (管理費等の徴収) 第57条 管理組合は、第24条に定める管理費等及び第28条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により第59条に定める口座に受け入れることとし、当月分は前月の〇日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。 57 2 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について年利〇%の遅延損害金を加算して、その組合員に対して請求する。	 その承認を得なければならない。 (管理費等の徴収) 第60条 管理組合は、第25条に定める管理費等及び第29条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により第62条に定める口座に受け入れることとし、当月分は前月の○日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について、年利○%の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。 	 その承認を得なければならない。 (管理費等の徴収) 第60条 管理組合は、第25条に定める管理費等及び第29条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法により第62条に定める口座に受け入れることとし、当月分は前月の○日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について、年利○%の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。 	その承認を得なければならない。	その承認を得なければならない。 (管理費等の徴収) 第60条 管理組合は、第25条に定める管理費等及び第29条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から口座振替の方法により第62条に定める口座に受け入れることとし、当月分は別に定める徴収日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について、年利○%の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。	で収) 60 1 (管理費等の徴収) 第60条 管理組合は、第25条に定める管理費等及び第29条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から口座振替の方法により第62条に定める口座に受け入れることとし、当月分は別に定める徴収日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。 60 2 2組合員が前項の期日までに納入すべき金額を納入しない場合には、管理組合は、その未払金額について、年利○%の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用等並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。	(管理費等の徴収) 第60条 管理組合は、第25条に定める管理費等及び第29条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から口座振替の方法により第62条に定める口座に受け入れることとし、当月分は別に定める徴収日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。 2 組合員が前項の期日までに納入すべき金額を納入しない場合には、管理組合は、その未払金額について、年利○%の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用等並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。
			60 3 3 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を 代表して、訴訟その他法的措置を追行することができる。	60 3 3 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を 代表して、訴訟その他法的措置を追行することができる。	3 管理組合は、納付すべき金額を納付しない組合員に対し、督促を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。 60 3 4 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を 代表して、訴訟その他法的措置を追行することができる。	3 管理組合は、納付すべき金額を納付しない組合員に対し、督促を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。 4 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行することができる。	60 3 3 管理組合は、納入すべき金額を納入しない組合員に対し、督促を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。 60 4 4 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行することができる。 60 5 5 収納金が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、管理組合は、理事会の決議により定	60 3 3 管理組合は、納入すべき金額を納入しない組合員に対し、督促を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。
57 3 3 前項の遅延損害金は、第25条に定める費用に充当する。 57 4 4 組合員は、納付した管理費等及び専用使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。	57 3 3 前項の遅延損害金は、第25条に定める費用に充当する。 57 4 4 組合員は、納付した管理費等及び専用使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。	57 3 3 前項の遅延損害金は、第26条に定める費用に充当する。 57 4 4 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。	60 4 4 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護上費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。 60 5 5 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。	60 4 4 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。 60 5 5 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない	60 4 5 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。 60 5 6 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。	60 4 5 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。 60 5 6 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。	める弁済の充当の順序に従い、その弁済を充当することができる。 60 6 6 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用等並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。 7 組合員は、納入した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。	める弁済の充当の順序に従い、その弁済を充当することができる。 60 6 6 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用等並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。 7 組合員は、納入した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。
(管理費等の過不 58 1 (管理費等の過不足) (管理費等の過不足) (管理費等の過不足) (管理費等の過不足) 第58条 収支決算の結果、管理費又は組合費にその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度におけるそれぞれの費用に充当する。 (管理費等に不足を生じた場合にあっては、管理組合は組合員に対して第23条第2項に定める管理費等の負担割合に応じて、そのつど必要な金額の負担を求めることができる。	第の過不 58 1 (管理費等の過不足) 第58条 収支決算の結果、管理費又は組合費にその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度に おけるそれぞれの費用に充当する。 58 2 2 管理費等に不足を生じた場合にあっては、管理組合は組合員に対して第23条第2項に定め る管理費等の負担割合に応じて、そのつど必要な金額の負担を求めることができる。	'等の過不 58 1 (管理費等の過不足) (管理費等の過不足) (管理費等の過不足) 第58条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理 足) と) 58 2 (管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第24条第2項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。 理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。	費等の過不611(管理費等の過不足) 第61条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理 費に充当する。(管理費等の過 足)612管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第25条第2項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。	不 61 1 (管理費等の過不足) (管理費等の過不足) (管理費等の過 第61条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理 費に充当する。 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第25条第2項に定める管 理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。	過不 61 1 (管理費等の過不足) 第61条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理 費に充当する。 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第25条第2項に定める管 理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。	61 1 (管理費等の過不足) (管理費等の過不足) 第61条収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理 足) 61 2 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第25条第2項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。 理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。	 過不 61 1 (管理費等の過不足) 第61条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理 足) 費に充当する。 61 2 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第25条第2項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。 	 3 (管理費等の過不足) 第61条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理費に充当する。 61 2 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第25条第2項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。
(預金口座の開設) 59 1 (預金口座の開設) (預金口座の開設) (預金口座の開設) (預金口座を開設するものとする。 (借入れ) (日本の開設) (借入れ) (借入れ) (日本の開設) (日本の開設) <t< td=""><td>第59条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 60 1 (借入れ) 第60条 管理組合は、第26条第2項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。</td><td>室の開設) 59 1 (預金口座の開設) (預金口座の開設) 第59条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 60 1 (借入れ) 第60条 管理組合は、第27条第2項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。</td><td>1座の開設) 62 1 (預金口座の開設) 第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れを することができる。</td><td>第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。</td><td> 設) 62 1 (預金口座の開設) 第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。 </td><td>62 1 (預金口座の開設) (預金口座の開設) 第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 (借入れ) 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。</td><td>第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。</td><td>月設) 62 1 (預金口座の開設) 第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。</td></t<>	第59条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 60 1 (借入れ) 第60条 管理組合は、第26条第2項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。	室の開設) 59 1 (預金口座の開設) (預金口座の開設) 第59条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 60 1 (借入れ) 第60条 管理組合は、第27条第2項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。	1座の開設) 62 1 (預金口座の開設) 第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れを することができる。	第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。	 設) 62 1 (預金口座の開設) 第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。 	62 1 (預金口座の開設) (預金口座の開設) 第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 (借入れ) 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。	第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。	月設) 62 1 (預金口座の開設) 第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。 63 1 (借入れ) 第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。
(帳票類の作成、保 61 1 (帳票類の作成、保管) 管) 第61条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保 管) 管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	作成、保 61 1 (帳票類の作成、保管) 第61条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管) 管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	の作成、保 61 1 (帳票類の作成、保管) 第61条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管) でし、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	頂の作成、保 64 1 (帳票類の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保 管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧さ せなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することがで きる。	保 64 1 (帳票類の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保保管) 管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	成、641[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定](帳票類等の作成、保管)(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (帳票類等の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することがで	64 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (帳票類等の作(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (帳票類等の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することがで	F成、64 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (帳票類等の代ででででででででででできない場合 (帳票類等の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳その他の帳票類を作成して保管し、組合員又は 利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	作成、 64 1 [※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定] (ア)電磁的方法が利用可能ではない場合 (帳票類等の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳その他の帳票類を作成して保管し、組合員又は 利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
					64 2 2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 64 3 3 理事長は、第49条第3項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管	64 2 2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 64 3 3 理事長は、第49条第3項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管	64 2 2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 64 3 3 理事長は、第49条第3項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、第49条の2(第53条第5項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条第2	2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 3 理事長は、第49条第3項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、第49条の2(第53条第5項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条第2
					理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。	理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。 (組合員名簿4作成、保管)	項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。 第の 64の 1 (組合員名簿等の作成、保管) 第64条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下「組合員名簿」という。)を作成して	項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。
							保管し、組合員の相当の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。 3 理事長は、第19条第3項又は第31条の届出があった場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。 4 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認をしなければならない。	
				(帳票類等の作)保管)	成、 64 1	64 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (帳票類等の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を、書面又は 電磁的記録により作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方 法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につ き、相当の日時、場所等を指定することができる。	F成、 64 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (帳票類等の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳その他の帳票類を、書面又は電磁的記録により 作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求が あったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日 時、場所等を指定することができる。	作成、 64 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (帳票類等の作成、保管) 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳その他の帳票類を、書面又は電磁的記録により 作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求が あったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
					64 2 2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を、書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 64 3 理事長は、第49条第5項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管	2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の 修繕等の履歴情報を、書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付 した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この 場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 3 理事長は、第49条第5項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、本条第1項及 び第2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管	64 2 2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を、書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 64 3 3 理事長は、第49条第5項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、第49条の2第1項(第53条第5項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条	2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を、書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 3 理事長は、第49条第5項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、第49条の2第1項(第53条第5項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条
					理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。 4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。	理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。 4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。	第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。 64 4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。	第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。 4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。
					見に対するが足で平用する。	(組合員名簿等作成、保管)	等の 64の 1 (組合員名簿等の作成、保管) 第64条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下「組合員名簿」という。)を、書面又は電磁的記録により作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	見及び促進で用する。
							2 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合員名簿等に関する情報については、 組合員の相当の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が 求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提 供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。 3 電磁的記録により作成された組合員名簿等の閲覧については、第49条第5項に定める議事 録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。	
		(消滅時	Fの財産の清 65 1 (消滅時の財産の清算) (消滅時の財産の 第65条 管理組合が消滅する場合、その残余財産については、第10条に定める各区分所有者 算)	②清 65 1 (消滅時の財産の清算) (消滅時の財産の 第65条 管理組合が消滅する場合、その残余財産については、第10条に定める各区分所有者 算)	の清 65 1 (消滅時の財産の清算) (消滅時の財産の清算) (消滅時の財産の清 第65条 管理組合が消滅する場合、その残余財産については、第10条に定める各区分所有者 算)	65 1 (消滅時の財産の清算) (消滅時の財産の清算) (消滅時の財産の第65条 管理組合が消滅する場合、その残余財産については、第10条に定める各区分所有者 算)	64の 4 4 理事長は、第19条第3項又は第31条の届出があった場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。 64の 5 5 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認をしなければならない。	をの清 65 1 (消滅時の財産の清算) 第65条 管理組合が消滅する場合、その残余財産については、第10条に定める各区分所有者
(義務違反者 る措置) (知 th Th Ta	者に対す 62 1 (義務違反者に対する措置) (義務違反者に対する措置) 第62条 区分所有者又は占有者が建物保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関しる措置) 区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。 (理事長の対失及び状元数)	文者に対す 62 1 (義務違反者に対する措置) 第62条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関る措置) し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合に は、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。	の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。 (義務違反者に対する措置) 第66条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関して分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。	の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。	の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。 対す 66 1 (義務違反者に対する措置) 第66条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関 し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合に は、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。	の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。 66 1 (義務違反者に対する措置) 第66条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。	の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。	の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。 に対す 66 1 (義務違反者に対する措置) 第66条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。
(勧告及び指示 62 1 (勧告及び指示等) 第62条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則に違反したとき、又は対象物件 内における共同生活秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその区 分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。	 1 (理事長の勧告及び指示等) 第63条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則に違反したとき、又は対象物件内 における共同生活秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決定を経てその区分 所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。 63 2 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同 	の勧告及び 63 1 (理事長の勧告及び指示等) 第63条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 指示等) (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則に違反したとき、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。 63 2 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同	(理事長の勧告及び 67 1 (理事長の勧告及び指示等) 第67条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物件 内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその 区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。 67 2 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同	207 67 1 (理事長の勧告及び指示等) (理事長の勧告及び指示等) 第67条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 指示等) (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物件 内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその 区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができ る。 67 2 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同	及び 67 1 (理事長の勧告及び指示等) 第67条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物 件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てそ の区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができ る。 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同	67 1 (理事長の勧告及び指示等) 第67条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物 件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てそ の区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができ る。 67 2 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居	・及び 67 1 (理事長の勧告及び指示等) 第67条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物 件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てそ の区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができ る。 67 2 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居	5及び 67 1 (理事長の勧告及び指示等) 第67条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人 (以下「区分所有者等」という。)が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物 件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てそ の区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができ る。 67 2 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2	居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。 3 区分所有者がこの規約若しくは使用細則に違反したとき、又は区分所有者若しくは区分所有者以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、その差止め、排除若しくは原状回復のための必要な措置又は費用償還若し	2 区分所有者は、その同居人文はその所有する等有部分の質等を受けた者者とくはその同居人文はその所有する等有部分の質等を受けた者者とくはでの問居人文はその所有する等有部分の質等を受けた者者とくはであればならない。 67 3 3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反したとき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。	2	2 区分所有者は、その同居人又はその所有する等有部分の資子を支げた者名とくはその同居人又はその所有する等有部分の資子を支げた者名とくなるの問居人又はその所有する等有部分の資子を支げた者名とくない。 居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。 3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反したとき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。	2	2 と区方所有有は、その同居人文はその所有する等有部分の質子を受けた有名とくはその同居人文はその所有する等有部分の質子を受けた有名とくはその同居人文はその所有する等有部分の質子を受けた有名とくなる。 67 3 3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反したとき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。	人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。 3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反したとき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、その差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関
		くは損害賠償の請求を行うことができる。	67 3 1 一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行すること 67 3 2 二 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置を	67 3 1 一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行すること 3 2 二 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は 受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置を	67 3 1 一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行すること 67 3 2 二 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置を	67 3 1 一行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行すること 67 3 2 二敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置を	67 3 1 一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行すること 67 3 2 二 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置を	し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行することができる。
			とること 67 4 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる。 67 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。	25 25 25 26 26 27 27 28 28 28 28 28 28	とること 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる。 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。	とること 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用 及び差止め等の諸費用を請求することができる。 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第27条に 定める費用に充当する。	2000 2000	67 4 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる。 5 前項の規定に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。
			67 6 6 理事長は、第3項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第43条第2項及び第3項の規定を準用する。	67 6 6 理事長は、第3項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第43条第2項及び第3項の規定を準用する。	67 6 6 理事長は、第3項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第43条第2項及び第3項の規定を準用する。	67 6 6 理事長は、第3項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第43条第2項及び第3項の規定を準用する。 (区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者の規定を準用する。)	67 6 6 理事長は、第3項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第43条第2項及び第3項の規定を準用する。 (区分所有者の所在等の探索) (区分所有者の所在等の探索) 第67条の2 区分所有者が第31条の規定に違反し必要な届出を行わないことにより、敷地及び在等の探索)	67 6 6 理事長は、第3項の規定に基づき区分所有者のために原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、第43条第2項及び第3項の規定は、区分所有者への通知について準用する。 「の所 67の 1 (区分所有者の所在等の探索)
							共用部分等の管理に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、理事長は、理事会の決議を経て、区分所有者の所在等を探索することができる。 67の 2	世界の管理に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、理事長は、理事会の決議を経て、区分所有者の所在等を探索することができる。 2 前項の場合において、理事長は、探索に要した費用について、違約金としての弁護士費用等を加算して、当該区分所有者に請求することができる。 3 前項に定める費用の請求については、第60条第4項の規定を準用する。
							67の 4 4 第2項に基づき請求した弁護士費用等及び探索に要した費用に相当する収納金は、第27 条に定める費用に充当する。	67の 4 4 第2項に基づき請求した弁護士費用等及び探索に要した費用に相当する収納金は、第27 条に定める費用に充当する。 区分 67の 1 (所在等不明区分所有者の総会の決議等からの除外) 等の決 3 第67条の3 理事長は、ある専有部分の区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、理事会の決議を経て、裁判所に対し、その区分所有者(以下「所在等不明区分所有者」という。)以外の区分所有者により総会の決議を行うことができる旨の裁判(以下
								1
								数、議決権総数及び敷地利用権の持分の総数から除外する。 4 前項の規定により総会の決議から除外する所在等不明区分所有者に対しては、第43条第1 項並びに第44条第1項及び第2項の通知を発することを要しない。 5 第1項の裁判所への請求を行うこととなる場合は、理事長は、当該請求に要した経費について、弁護士費用等を加算して、当該所在等不明区分所有者に請求することができる。 6 前項に定める費用の請求については、第60条第4項の規定を準用する。
							(所有者不明 部分管理命令	670 6 6 6 6 6 6 6 7 7 6 6
								所在を知ることができない専有部分の共有持分)について、理事会の決議を経て、裁判所に対し、区分所有法第46条の2に基づく所有者不明専有部分管理命令を求める請求をすることができる。 2 理事長は、専有部分を管理する所有者不明専有部分管理人がその任務に違反して所有者不明専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある場合には、理事会の決議を経て、裁判所に対し、所有者不明専有部分管理人の解任を求める請求をすることができる。
								3 月 3 所有者不明専有部分管理人は、自らの氏名又は名称、住所又は居所及び裁判所の命令を受けてその対象である所有者不明専有部分を管理する旨を遅滞なく理事長に届け出なければならない。 4 理事長は、第1項の請求に基づき選任された所有者不明専有部分管理人による所有者不明専有部分の管理に必要な経費として管理組合が負担した費用について、当該専有部分の区分所有者に請求することができる。
								5 5 第1項の裁判所への請求を行うこととなる場合において、理事長は、前項の経費のほか、当該
							(管理不全專分管理命令)	有部 67の 1 (管理不全専有部分管理命令) 第67条の5 理事長は、区分所有者による管理が適切に行われていない専有部分について、理事会の決議を経て、裁判所に対し、区分所有法第46条の8に基づく管理不全専有部分管理命令を求める請求をすることができる。 2 理事長は、対象物件内の専有部分を管理する管理不全専有部分管理人が管理不全専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある場合には、理事会の決議を経て、裁判
								所に対し、管理不全専有部分管理人の解任を求める請求をすることができる。 67の 3 3 管理不全専有部分管理人は、自らの氏名又は名称、住所又は居所及び裁判所の命令を受けてその対象である管理不全専有部分を管理する旨を遅滞なく理事長に届け出なければならない。 67の 4 4理事長は、第1項の請求に基づき選任された管理不全専有部分管理人による管理不全専有部分の管理に必要な経費として管理組合が負担した費用について、当該専有部分の区分所
(合意管轄裁判所) 63 1 (合意管轄裁判所) 第62条 この担約に関する第四組合し組合品間の影響によるいては、対角物供所を拠する際轄す	数判所) 64 1 (合意管轄裁判所) (合意管轄裁判所) 第64条 この担約に関する第四組合は組合品間の表彰にのいては、社会物化形を開する第2年	書裁判所) 64 1 (合意管轄裁判所) 第64 条 この世紀に関する第四組合は組合品間の影響については、対象物は形を構す	「轄裁判所) 68 1 (合意管轄裁判所) (合意管轄裁判所) (合意管轄裁判所) 第69条 この担約に関する第四組合し組合員関の記述とのいては、対象物は記在地を管轄す	f) 68 1 (合意管轄裁判所) (合意管轄裁判所) 第69条 この担約は関する第四組合は組合品間の影響がよるいでは、計算機は形式地な統轄す	所) 68 1 (合意管轄裁判所) 第68 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	68 1 (合意管轄裁判所) (合意管轄裁判所) (合意管轄裁判)	所) 68 1 (合意管轄裁判所) (合意管轄裁判所) (合意管轄裁判 (合意管轄裁判 (合意管轄裁判 (合意管轄裁判 (合意管轄 (会) を (会)	有者に請求することができる。
第63条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 (市及び近隣住民と 64 1 (市及び近隣住民との協定の遵守) (市及び近隣住民との協定の遵守) 第64条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。	第64条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 (市及び近隣住民との協定の遵守) 第65条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠の協定の実に遵守しなければならない。	第64条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 64 2 第46条第八号に関する訴訟についても、前項と同様とする。 丘隣住民と 65 1 (市及び近隣住民との協定の遵守) 第65条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。	第68条 この規約に関する管理組合と組合員問の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 2 第48条第十号に関する訴訟についても、前項と同様とする。 「市及び近隣住民との協定の遵守) の遵守) 第69条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。	第68条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 2 第48条第十号に関する訴訟についても、前項と同様とする。 (市及び近隣住民との協定の遵守) 第69条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。	第68条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 2 第48条第十号に関する訴訟についても、前項と同様とする。 民と 69 1 (市及び近隣住民との協定の遵守) 第69条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。	第68条この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 2 第48条第十一号に関する訴訟についても、前項と同様とする。 (市及び近隣住民との協定の遵守) 第69条区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。	第68条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 2 第48条第十一号に関する訴訟についても、前項と同様とする。 E民と 69 1 (市及び近隣住民との協定の遵守) 第69条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠 の協定の遵守 実に遵守しなければならない。	第68条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。 2 第48条第十一号に関する訴訟についても、前項と同様とする。 主民と 69 1 (市及び近隣住民との協定の遵守) 第69条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。
(規約外事項) 65 1 (規約外事項) 第65条 規約及び使用細則に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定める トニスによる		事項) 66 1 (規約外事項) (規約分期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期期	70 1 (細則)	70 1	70 1	70 1	70 1	70 1
(規約原本) 66 1 (規約原本) (規約原本) (規約原本) (規約原本) 第66条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。	66 2 2 規約、使用細則又は法令のいずれにも定めのない事項については総会の決議により定める。 67 1 (規約原本) 第67条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。	66 2 2 規約、使用細則又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。 本) 67 1 (規約原本) 第67条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。	めるところによる。	めるところによる。	あるところによる。	3ところによる。	3ところによる。	3ところによる。
66 2 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時場所等を指定することができる。	67 2 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、担当の日時、場所等を指定することができる。	67 2 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。	約原本とする。 72 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 72 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の	第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の	第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の	第72条この規約を証するため、区分所有者全員が署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内	第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内	第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内
			に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の 内容と相違ないことを記載し、署名押印した上で、この書面を保管する。 72 4 4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約 変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本 等」という。)の閲覧をさせなければならない。	に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の 内容と相違ないことを記載し、署名押印した上で、この書面を保管する。 72 4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約 変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本 等」という。)の閲覧をさせなければならない。	に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の 内容と相違ないことを記載し、署名押印した上で、この書面を保管する。 72 4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約 変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本 等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づくその他の細則の 内容を記載した書面(以下「使用細則等」という。)の閲覧をさせなければならない。	現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名した上で、この書面を保管する。 4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面(以下「使用細則等」という。)の閲覧をさせなければならない。	現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名した上で、この書面を保管する。 72 4 4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面(以下「細則内容書面」という。)の閲覧をさせなければならない。	現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名した上で、この書面を保管する。 4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面(以下「細則内容書面」という。)の閲覧をさせなければならない。
	67 3 3 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本の保管場所を提示しなければならない。	67 3 3 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本の保管場所を掲示しなければならない。	72 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 4 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の保管場所を掲示しなければならない。	72 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の保管場所を掲示しなければならない。	72 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 4 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び使用細則等の保管場所を掲示しなければならない。 (48年度 10 10 (48年度 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	 72 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び使用細則等の保管場所を掲示しなければならない。 	72 5 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則内容書面の保管場所を掲示しなければならない。 (486年 4年)	72 5 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則内容書面の保管場所を掲示しなければならない。
		(規約所	原本等) 72 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (規約原本等) 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に記名押印又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 72 2 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 72 3 3 担約が担約原本の内容から総合決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又	72 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (規約原本等) 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に記名押印又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 規約が担約原本の内容から総合決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又	72 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (規約原本等) 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に記名押印又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 規約が規約原本の内容から総合決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又	72 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (規約原本等) 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に署名又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による 請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 規約が規約原本の内容から総合決議により変更されているときは、理事長は 1通の書面又 1 1通の書面 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	72 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (規約原本等) 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に署名又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による 請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 担約が担約原本の内容から総合決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又	72 1 (イ)電磁的方法が利用可能な場合 (規約原本等) 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に署名又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による 請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。 3 担約が担約原本の内容から総合決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又
			72 3 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名押印又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。 72 4 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)の閲覧をさせなければならない。	72 3 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名押印又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。 72 4 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)の閲覧をさせなければならない。	72 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名押印又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。 72 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用	72 3 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。 72 4 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用	72 3 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。 72 4 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用	72 3 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用
			72 5 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の保管場所を掲示しなければならない。	72 5 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等の保管場所を掲示しなければならない。	は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。) 並びに現に有効な第18条に基づく使用 細則及び第70条に基づくその他の細則の内容を記載した書面又は電磁的記録(以下「使用細 則等」という。) の閲覧をさせなければならない。 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び使用細則等の保管場所を掲示しなければならない。	は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用 細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録 (以下「使用細則等」という。)の閲覧をさせなければならない。 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び使用細則等の保管場所を掲示しなければならない。	は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用 細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録 (以下「細則内容書面」という。)の閲覧をさせなければならない。 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 72 6 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則内容書面の保管場所を掲示しなければならない。	は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。) 並びに現に有効な第18条に基づく使用 細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録 (以下「細則内容書面」という。) の閲覧をさせなければならない。 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則内容書面の保管場所を掲示しなければならない。
(規約の発効) 附1 1 附則 (規約の発効) 第1条 この規約は、昭和○年○月○日から効力を発する。	(規約の多)(財制 (規約の発効)(規約の発効)第1条 この規約は、平成○年○月○日から効力を発する。	発効) 附1 1 附則 (規約の発効) 第1条 この規約は、平成○年○月○日から効力を発する。	7	72 7 7 電磁的記録により作成された規約原本等の閲覧については、第49条第5項に定める議事録 の閲覧に関する規定を準用する。	72 7 ならない。 7 電磁的記録により作成された規約原本等及び使用細則等の閲覧については、第49条第5 項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。 1 1 附則 (規約の発効) (規約の発効) 第1条 この規約は、平成○年○月○日から効力を発する。 (規約の発効) 第1条 この規約は、平成○年○月○日から効力を発する。 (規約の発効) (規約の発力) (規則 (規則	72 7 ならない。 7 電磁的記録により作成された規約原本等及び使用細則等の閲覧については、第49条第5 項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。 (規約の発効) 1 1 所則 (規約の発効) 第1条この規約は、○年○月○日から効力を発する。 (規約の発効)	72 7	72 7
(管理組合の成立) 附2 1 (管理組合の設立)第2条 管理組合は、昭和○年○月○日に設立されたものとする。 (管理組合の (初代役員) 附3 1 (初代役員) 第3条 第33条にかかわらず理事○名、監事○名とし、理事長、副理事長、会計担当理事、理 事及び監事の氏名は別紙○とおりとする。	第2条 管理組合は、昭和○年○月○日に成立したものとする。	合の成立) 附2 1 (管理組合の成立) 第2条 管理組合は、平成〇年〇月〇日に成立したものとする。 員) 附3 1 (初代役員) 第3条 第33条にかかわらず理事〇名、監事〇名とし、理事長、副理事長、会計担当理事、理 事及び監事の氏名は別紙〇のとおりとする。						
附3 2 2 前項の役員の任期は、第34条第1項にかかわらず昭和○年○月○日までとする。	附3 2 2 前項の役員の任期は、第34条第1項にかかわらず昭和○年○月○日までとする。	附3 2 2 前項の役員の任期は、第34条第1項にかかわらず平成○年○月○日までとする。						
場使用契約は、この規約の効力が発生する日において管理組合と締結したものとみなす。	場使用契約は、この規約の効力が発生する日において管理組合と締結したものとみなす。	場使用契約は、この規約の効力が発生する日において管理組合と締結したものとみなす。						